

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

「図柄ナンバープレート（ふるさと版）」
「人気がある希望番号を取得しやすくする方策」
今後の方向性について（案）

令和8年〇月
図柄入りナンバープレート等に関する検討会

1	目次	
2	1. はじめに	4
3	1. 1 ナンバープレートの多面的な活用状況	4
4	1. 2 中間取りまとめ（令和7年6月）において今後検討を要するとされた課題	4
5	1. 3 本取りまとめの位置づけ	4
6		
7	2. 図柄ナンバープレート（ふるさと版）	5
8	2. 1 背景・目的	5
9	2. 2 制度の方向性	5
10	2. 2. 1 基本方針	5
11	2. 2. 2 今後の対応について	6
12		
13	3. 人気がある希望番号を入手しやすくする方策	8
14	3. 1 背景・目的	8
15	3. 2 制度の方向性	9
16	3. 2. 1 基本方針	9
17	3. 2. 2 今後の対応について	10
18	3. 2. 2. 1 短期的な取組	10
19	3. 2. 2. 2 中期的な取組	10
20	3. 2. 2. 3 長期的な取組	12
21		
22	4. おわりに	12
23		
24	図柄入りナンバープレート等に関する検討会 委員名簿	13
25		
26	図柄入りナンバープレート等に関する検討会開催経緯	
27	（令和7年6月中間取りまとめ後）	14
28		
29		
30		
31		
32		

(参考資料)

1. ナンバープレート全般

2. 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望等調査結果

3. 自動車ユーザーに対するアンケート調査結果

4. 自動車ディーラーに対するアンケート調査結果

1. はじめに

1. 1 ナンバープレートの多面的な活用状況

国土交通省においては、登録自動車及び軽自動車に取り付けられる自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）の多面的な活用を図る観点から、ナンバープレートの一連指定番号の4桁の数字を自動車ユーザーの希望に応じて選択することができる「希望番号制」を平成10年に導入し、平成18年には、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」を導入するなど取組を進めてきた。

その後、平成29年には「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート」及び「東京2020年オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレート」という国家的イベントの機運醸成を目的とする特別仕様ナンバープレートが導入され、平成30年からは、地域振興・観光振興や地域の連携強化・一体感の醸成を図る観点から、地域の特色・観光資源等が図柄として表現され「走る広告塔」として地域の魅力を発信する「図柄ナンバープレート（地方版）」の交付が開始されたところである。

1. 2 中間取りまとめ（令和7年6月）において今後検討を要するとされた課題

図柄ナンバープレート（地方版）については、令和7年5月から第4弾が交付開始されたところ、次回導入に向けて導入要綱における導入要件の緩和を求める自治体からの要望や、一方で、制度の持続可能性の観点から図柄ナンバープレートの種類の制限を求める標板交付代行者からの声などがあったことから、令和6年7月に「図柄ナンバープレート等に関する検討会」（以下「本検討会」という。）が設置され、図柄ナンバープレート（地方版）の次回導入のあり方について検討が開始された。約1年にわたる議論を経て、令和7年6月に、次回導入時の制度設計について要点が「中間とりまとめ」としてとりまとめられた。

中間とりまとめにおいては、第5弾以降の募集に関する具体的な論点整理とあわせて、①他地域の図柄ナンバープレート（地方版）の交付を可能とする新たなスキーム「図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）」の創設、及び②人気が集中し取得が難しくなっている希望番号の新たな取得方法について、実施に向けて今後継続的な検討を要する事項として整理が行われた。

1. 3 本取りまとめの位置づけ

令和7年8月以降、本検討会において、上記の①及び②の事項について継続的な検討を行った結果、全面的な実施に向けては様々な課題や更なる議論を必要とする論点が見受けられる一方で、条件を限定して試行的に実施することに一定の目処がついたため、それぞれの事項について実施に向けた方向性を取りまとめるものである。

2. 図柄ナンバープレート（ふるさと版）

2. 1 背景・目的

図柄ナンバープレート（地方版）は、平成 30 年 10 月に第 1 弾の交付が開始され、以降順次対象地域を拡大し、現在では 78 地域で導入されている。また、申込の際に納めた寄付金は、観光名所の情報発信や地域公共交通の利便性向上等地域振興・観光振興に活用されている。全国的に広く定着が図られており、令和 8 年 4 月には、新たに図柄を導入したい地域の声が多くあることを踏まえ、新たな図柄ナンバープレート（地方版）として、第 5 弾（令和 9 年 11 月交付）、第 6 弾（令和 11 年 5 月交付）の募集を開始したところである。

一方で、図柄ナンバープレート（地方版）は、表示地域名に使用の本拠を置く車両のみを対象として交付されるものであり、全国の自動車ユーザーが自由に選択して取り付けできるものではない。この点、地方創生の観点からは、ふるさと納税のように特定の地域の振興に賛同する自動車ユーザーが、当該地域の図柄ナンバープレートの取得・表示を通じて当該地域に寄付金を納めた上で、当該地域の魅力を発信することにも効果的と考えられ、また、その場合、図柄ナンバープレート（地方版）の導入自治体にとっても、自らの地域の PR を全国的に行うことが可能であり、寄付金の増加による地域振興・観光振興の促進も期待できるのではないかと。

上記のような認識に立ち、本検討会では、他地域の図柄の交付を可能とする「図柄ナンバープレート（ふるさと版）」（以下「ふるさと版」という。）について、その実現に向けた制度の方向性について検討を行った。検討に当たっては、令和 7 年 8 月～9 月にかけて全自治体を対象としてふるさと版導入の意向に係る詳細なアンケート調査¹を実施するなど、地域の声を踏まえた丁寧な検討を行った。

2. 2 制度の方向性

2. 2. 1 基本方針

ふるさと版の制度を広く定着・普及させるためには、これまでの図柄ナンバープレート制度における考え方と同様に、可能な限りシンプルで持続可能な制度とすることが重要である。一方で、これまで検討してきた課題の中には、中長期的な対応を必要とするものがあり、また、制度を導入した後に新たに運用上の課題が明らかになる場合も想定される。

このため、ふるさと版の導入に当たっては、まずは、小規模で試行的に実施することとし、その後、運用上の課題や効果を検証した上で、本格導入を目指すこととする。なお、制度を試行的に導入するに当たり、早期に制度を開始する観点から、既存の制度・システムを可能な限り活用することとする。

なお、ふるさと納税制度のように、生まれ育ったふるさとの自治体や自分が応援したい自治体の図柄ナンバープレート（地方版）をユーザーが受領できることを目指す制度であるため、「ふるさと版」と称することとする。

¹ 参考資料 20～28 ページ参照

2. 2. 2 今後の対応について

上記の基本方針を踏まえ、これまで本検討会において検討してきた課題・論点、及びそれに対する今後の対応の方向性は以下のとおりである。

(1) 交付対象地域

ふるさとを応援したい全国の自動車ユーザーの期待に応えるため、特定の地域に限るのではなく、全国で交付することとする。

なお、ふるさと版の導入により、図柄のオリジナルの地域と表示地域名が一致しないケースが発生することから、その図柄ならではのご当地感が薄れてしまうことを懸念する自治体に対しては、国土交通省はふるさと版の制度目的を丁寧に説明することにより理解促進に努めることとする。

(2) 交付対象図柄

まずは2～3種類程度の図柄を選定し、試行的に実施することし、段階的に全ての図柄（第1～4弾で全73種類²）を交付対象とすることを目指す。図柄の選定は、当該図柄を導入している自治体の同意が得られることを前提に、これまでの申込件数・普及率³や、国民アンケートによる人気投票の結果等を踏まえて行うこととする。

なお、これまで図柄のデザインはナンバープレートに表示された地域名と一体として認識され地域の魅力をPRしていたものであるが、ふるさと版の導入後は、上記(1)と同様に、図柄のオリジナルの地域と表示地域名が一致しないことから、走る広告塔として図柄により地域をPRする観点からは、図柄ナンバープレートの更新時等の機会に、デザイナーを活用することにより、図柄のみでオリジナルの地域を容易に認識できるようなデザインに変更することも有効と考えられる。

(3) 費用負担

自動車ユーザーの希望に応じて交付されるものであるため、他の図柄ナンバープレートと同様に、ふるさと版の交付を受ける自動車ユーザーが、交付に要する費用を手数料として負担することとする。このため、交付対象となる図柄の自治体に費用負担を求めることはしないが、ふるさと版の普及促進の観点からは、当該自治体に対し、ふるさと版を取り付けた自動車ユーザーに対する何らかのインセンティブ付与の検討や、全国の交付代行者や自動車ディーラーと連携した広報への協力を求めることが適当である。

また、現行の図柄ナンバープレート制度と同様に、交付手数料に加えて、一定の金額以上の寄付をした場合に、ふるさと版を選択できるようにすることとする。そ

² 参考資料5 ページ参照

³ 参考資料12～13 ページ参照

1 の寄付先は交付対象図柄の地域とするが、将来的には、交付対象図柄の地域に加え
2 て、ふるさと版を取り付ける自動車ユーザーが居住する地域等へ寄付できるように
3 するためのシステム改修等の可能性についても検討する。寄付金の最低金額につい
4 ては、今後、現行の図柄ナンバープレート制度における寄付金額の実態や、ふるさ
5 と版の交付手数料額を踏まえて決定することとする。

6 7 (4) 対象標板

8 ナンバープレートには、自家用・事業用の別、その大きさ(大板⁴・中板)により、
9 登録自動車で4種類、軽自動車で2種類のバリエーション⁵がある。これまでの図
10 柄ナンバープレート(地方版)の交付実績および制度の持続可能性を勘案した結果、
11 ふるさと版の交付対象標板は、登録自動車・軽自動車のいずれも、まずは自家用の
12 中板に限定して制度を開始することとする。

13 事業用の標板については、ふるさとを応援したい、地元をアピールしたいとする
14 自動車運送事業者等のニーズを確認した上で、当該事業者による大量導入を前提と
15 して新たな制度的受け皿について検討を開始することとする。

16 17 (5) 交付代行者

18 制度の持続可能性の観点や、全国統一的に実現可能な手法であることが望ましい
19 ことから、現行制度と同様に、ふるさと版の交付を受ける自動車ユーザーが居住す
20 る地域の交付代行者が交付することとする。

21 制度開始にあたり、まずは図柄シートを製造する各シートメーカーが対応可能で
22 あることを前提に図柄を選定することとするが、最終的に各シートメーカーが全種
23 類の図柄シートを製作することができるよう、国土交通省が各シートメーカーと調
24 整を行っていくこととする。

25 26 (6) 申込から交付までの期間

27 現行の図柄ナンバープレートは、申込後、地域の交付代行者が特定の標板メーカ
28 ーにナンバープレートの製作を発注し、当該標板メーカーが予め購入しておいた図
29 柄シートを用いてナンバープレートの製作を開始する方式であるため、申込から交
30 付まで10営業日⁶でユーザーへ交付可能となっている。この点、ふるさと版を全国
31 で交付しようとする場合、全種類の図柄のシートを全標板メーカーが予め購入して
32 おくことは在庫管理を複雑化させるとともに、シートメーカーにとっても小ロット
33 での図柄シートの発注に対応することは管理を複雑化させることから、標板メーカ
34 ー・シートメーカーの負担が大きく、申込から交付までの期間をこれまでと同様の
35 10営業日に堅持することは、持続可能な制度とはいえず、この期間は延長せざる

⁴ 普通自動車であつて、車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに取り付けるナンバープレート

⁵ 参考資料14ページ参照

⁶ 参考資料16ページ参照

を得ない。このため、今後、標板メーカーとシートメーカーが対応できるロット単位を明確にした上で、早く交付を受けたいユーザーにも配慮した合理的な期間を検討することとする。

一方で、申込から交付までの期間が長くなる場合、早く交付を受けたいユーザーの思いに加えて、その間車両を保管しておかなければならないディーラーに生じる負担についても考慮する必要がある。このため、ユーザーに可能な限り早期に交付できるよう、現行よりも早い時期からふるさと版を申込できるような手法についてもあわせて検討することとする。

(7) 開始時期

令和7年6月に公表した中間取りまとめにおいては、「課題が解決できるとの結論が得られた場合、ご当地名及び図柄ナンバープレート（地方版）の次回の導入時期である令和11年度以降に、当該制度の導入を目指すことが望ましい」とされている。この点、まずは小規模で試行的に制度を導入することから、地方版のフルカラーへの一本化（令和10年度）や新たな地方版の導入（第5弾：令和9年11月、第6弾：令和11年5月）などのスケジュールにも留意しつつ、可能な限り前倒しすることとし、遅くとも令和11年度までの制度開始を目指すこととする。

3. 人気がある希望番号を取得しやすくする方策

3. 1 背景・目的

自動車の所有者は自動車登録番号が記載されたナンバープレートの交付を受け、自動車に取り付けて表示しなければこれを運行の用に供してはならないことが法令⁷に規定されており、これにより外形上個々の自動車を特定することが可能となっている。これにより、行政活動においては、例えば円滑な交通取締りや保安基準不適合車両に係る整備命令の確保等が図られているほか、民間においても自動車の取引時における現車の確認や有料道路・駐車場におけるスムーズな料金精算等に役立てられている。

このように個々の自動車を特定するために付与され、活用されている自動車登録番号であるが、外形上自動車に表示するナンバープレート上に記載されるものでもあることから、かねてより装飾目的や個性の表現等の手段として「希望の番号がほしい」といった要望が多く、自動車ユーザーから寄せられていた。

こうした状況において、自動車登録番号は、自動車台数の増大に対応するためにこれまで数次⁸の番号払底対策がなされてきたところ、平成10年の自動車登録番号の分

⁷ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第十九条 自動車は、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

⁸ 昭和26年 自動車登録番号は、都道府県名、自動車の種別による分類番号、最大五桁の数字をもって表示す

類番号の三桁化に伴い番号の払出数が大幅に増加する見込みとなったことから、希望番号に対する自動車ユーザーからの多様なニーズに応えることが出来るほか、ナンバープレートに対し愛着や理解が深まり変更登録の励行等の遵法精神の醸成や自動車の販売・流通面での活性化に繋がるメリットがあるとして、登録自動車の自動車登録番号のうち特定の意味を持たない四桁以下のアラビア数字を希望することができる現在の希望番号制度が導入⁹されることとなった。また、軽自動車についても平成 17 年から希望番号を選択することが可能となった。

希望番号制度の導入後、その選択率¹⁰は着実に上昇し令和 8 年現在では登録車については約 5 割、軽自動車については約 3 割となっており、自動車の装飾・個性表現等の手段としても定着している状況である。

希望番号制度は番号を選択したいといった自動車ユーザーの多様なニーズに応える制度であるが、ユーザーの希望に応じて交付枚数を制限することなく番号を交付すると特定の番号が早期に枯渇する恐れがある。このため、制度開始当初より人気の高い番号には「無料の抽選制度」が導入されているが、特定の番号に人気が集中する結果、希望する番号を入手できないユーザーが多く発生する状況にある。現行の抽選対象番号については、14 通り¹¹を全国共通とし、これら以外の番号については地域の実情に応じて抽選対象とする取扱いとしているが、一定期間内における当選倍率が番号によっては 0 倍～30 倍超¹²の差が生じており、また地域により状況が大きく異なっている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、希望番号制度の実施目的である自動車ユーザーの多様なニーズに応える観点から、抽選倍率の低下に向けて、抽選番号を希望する者に対し一定額以上の金額を求めることにより人気の著しく高い番号の抽選倍率を下げることや番号の払出し枚数を増やす等、人気の高い希望番号を取得しやすくするための制度の方向性について幅広く検討を行ってきた。

3. 2 制度の方向性

3. 2. 1 基本方針

ることが定められた。

昭和 30 年 自動車登録番号は、上段に都道府県名及び自動車の種別による分類番号を、下段にひらがな文字又はラテン文字の活字体大文字及び四桁の数字をもって表示することが定められた。

昭和 42 年 自動車の種別及び用途による分類番号を一桁から二桁とした。

昭和 59 年 自動車の種別及び用途による分類番号について、人の運送の用に供する小型自動車に「7」、貨物の運送の用に供する小型自動車に「6」を使用することとした。

平成 10 年 自動車の種別及び用途による分類番号を二桁から三桁とした。

平成 29 年 自動車の種別及び用途による分類番号の下二桁にローマ字を使用することとした。

⁹ 平成 10 年 5 月 6 日に札幌、宮城、岩手、新潟、東京、神奈川、湘南、埼玉、千葉、愛知、小牧、西三河、豊橋、静岡、沼津、浜松、富山、大阪、兵庫、奈良、広島、福山、岡山、愛媛、福岡及び沖縄の 26 カ所の陸運支局等で試行実施され、平成 11 年 5 月 6 日に全国展開された。

¹⁰ 参考資料 18 ページ参照

¹¹ 制度開始した平成 10 年当時は 1, 2, 3, 5, 7, 8, 111, 222, 333, 555, 777, 888, 1000, 1111, 1234, 2000, 2222, 3000, 3333, 5000, 5555, 5678, 7000, 7777, 8000, 8888 の 26 通りであったが、令和 8 年 6 月現在は 1, 7, 8, 88, 333, 358, 555, 777, 888, 1111, 3333, 5555, 7777, 8888 の 14 通り

¹² 参考資料 19 ページ参照

希望番号制度の持続可能性とともに、番号という限りある資源を如何に有効に活用するかという視点が重要である。抽選倍率を下げる直接的な手法としては、当選個数を増加させる手法が考えられるが、例えば当選倍率が 30 倍の番号について当選個数を増やして倍率を 1 倍に下げようとする現行制度下では 1 年以内で番号が枯渇することが想定されるため、持続可能性の観点からは現実的ではない。また、当選個数を倍にして当選倍率を半減させたとしても、当選倍率が 30 倍を超える場合等を想定すると、その効果は限定的と言わざるを得ない。

また、可能な限りシンプルで持続可能な制度とすることが重要であり、早期に制度を開始する観点から、既存の制度・システムを可能な限り活用することとする。

抽選倍率の低下に向け、多様な取組を異なる時間軸を持って実施・検討することが適当であり、短期的・中期的には抽選対応番号の見直しや抽選倍率に関する情報のユーザーへのわかりやすい情報提供、経済的手法の試行導入により抽選参加者の行動変容を促すことを検討する。

他方で、長期的に取り組むべき課題として、抽選倍率の低下に直接に繋がる当選個数の増加に向け、大規模なシステム改修等を要すると想定される番号の再利用などの抜本的な番号払底対策について検討を進めるものとする。

3. 2. 2 今後の対応について

上記の基本方針を踏まえた、短期的/中期的/長期的な今後の対応の方向性は以下のとおりである。

3. 2. 2. 1 短期的な取組

当選倍率を下げるための短期的な手法として、現在インターネットにより抽選対象番号の申込を行う場合に当該番号の申込済件数をお知らせしているところ、令和 9 年度中を目途に当選までに必要となる平均的な抽選参加回数や番号別の当選倍率を公表することによりユーザーの行動変容を促すこととする。

また、一定期間内の当選倍率が 1 倍以下といったように低くなっている番号の抽選対象番号からの除外、逆に、一定期間内における払い出し個数が同一期間内における抽選対象番号の当選個数を上回っている番号を抽選対象番号へ移行する等の対応を従前以上の頻度で実施するよう、関係者が協議の上取り組むこととする。

3. 2. 2. 2 中期的な取組

現行制度において、抽選対象番号全ての当選倍率が著しく高い現状ではないことから、年間を通して著しく高い倍率となっている番号と地域に限定して抽選対価を求める手法について、その試行的な導入に向け、令和 8 年度内に詳細な制度設計を行う等の具体的な検討を進める。倍率が高い番号は、希少性に価値を見出す自動車ユーザー個人の強い嗜好によるものであることから、その希少性に応じた金銭的対価を求め、収益を公益事業等に活用することが適当である。試行的な導入を通じて、倍率低減効

果と公平性のバランスといった運用上の課題や効果が検証されることが期待される。
抽選対価を求める手法の試行的な導入に向けて本検討会において検討してきた課題・論点、及びそれに対する今後の対応の方向性は以下のとおりである。

(1) 抽選対価の收受方法

現行制度においてナンバープレートの交付時に交付代行者が收受している交付手数料又は図柄ナンバープレートの際に寄付金管理団体が收受している寄付金が候補に考えられるが、現行制度に準じたシンプルな仕組みで試行的に導入する観点から、任意の寄付金により寄与の度合いを勘案してフルカラー/モノトーンの図柄を交付している図柄ナンバープレートの事例を参考として、寄付金による手法とする。交付手数料は実費を勘案して設定するものであることから抽選の対価として上乗せの価格を設けることの説明が困難であり、抽選の対価には馴染まないと考えられる。

ユーザーが抽選に参加する対価として任意の寄付金を支払うことに寄付制度上の問題がないことを確認した上で、寄付の收受主体、寄付金額、寄付金の用途等の検討を進める。その際、寄付金の收受のためには新たなシステムを構築する必要があることにも留意するものとする。

(2) 抽選対価を求める時期

抽選時又は当選時が候補に考えられるが、当選時とする手法であれば当選者した者のみが支払うことになるため現行システムが活用可能であり、導入負担が小さいものと考えられるため、当選時とする。

この場合、事前周知により一定の倍率低減効果が期待されるが、抽選時とする場合と比較して抽選倍率が下がらない可能性もあることに留意するものとする。

なお、抽選時とする場合、当選者した者以外にも抽選対価を求めることになるため、新たなシステムを構築する必要があるが、現行の制度に準じた対応が困難である。

(3) 抽選対価を求める抽選対象番号

抽選対象番号及びその当選倍率は、地域により異なる運用としていることから、全国共通ではなく地域別に抽選対価を求める場合の抽選対象番号を定める。

(4) 抽選対価の金額

諸外国においては、有料の抽選、入札又はオークションといった手法により希望番号取得者を決定している国・地域も存在している。令和7年に実施した自動車ユーザーのアンケート¹³では約7割が有料の抽選方式、約2割が入札方式、約1割がオークション方式の方式を望む結果であった。また、同年に自動車ディーラーに実

¹³ 参考資料 29～35 ページ参照

1 施したアンケート¹⁴からは入札又はオークション方式は、金額が大きく吊り上がっ
2 てしまうことや納期が長くなるのではとの懸念、営業・事務スタッフの業務が複雑
3 化し工数の増加が見込まれることから、金額は定額が望ましいといった意見が確認
4 された。

5 倍率に応じて金額を変化する方法の場合、抽選倍率の低いナンバーを選んで申し
6 込むインセンティブになるとも考えられるが、上記のアンケート結果を踏まえ、ま
7 た現行制度に準じたシンプルな仕組みで試行的に導入する観点から、定額方式を基
8 本とする。この場合、特定の高倍率の希望番号に対する低減効果が弱くなることが
9 予想されるため、金額と倍率の関係は慎重に検討するものとする。令和7年に実施
10 した自動車ユーザーのアンケート結果¹⁵によると 5000 円以上といった高めの設定
11 とすることで十分な低減効果を得られると考えられる。

12 13 3. 2. 2. 3 長期的な取組

14 抽選倍率の低下に直接に繋がる当選個数の増加に向けて、番号の再利用やナンバー
15 プレート様式の変更等の抜本的な番号払底対策について検討を進める。

16 番号の再利用については、現在一度使用した番号は再度付与されることはない運用
17 となっているところ、当該番号の再利用を可能とすることにより払出可能な番号が大
18 幅に増加することが期待される。一方で、番号の再利用に伴い、自動車登録検査業務
19 電子情報処理システム（MOTAS¹⁶）の大規模改修や他の社会経済システムにも影響を与
20 えることが想定される。

21 22 23 4. おわりに

24 本書は、本検討会の「中間とりまとめ」における継続的に検討すべきとされた課題
25 について丁寧に検討し、これらに対する今後の対応の方向性をとりまとめたものであ
26 る。

27 今後は、本書で示された方向性を基本とし、「まずは始めてみる」の考えのもと、対
28 象・範囲を限定した試行的な制度導入等により、具体的な取組が着実に実行されるこ
29 とが重要である。

30 単なる車両の識別番号にとどまらないナンバープレートの魅力がより一層増加し、
31 ひいては地域振興・観光振興の更なる促進や自動車市場の活性化に繋がることを期待
32 する。

33
34
35

14 参考資料 36～38 ページ参照

15 参考資料 33 ページ参照

16 Motor-car Total information Advanced System

図柄入りナンバープレート等に関する検討会

委員名簿

(令和7年6月中間取りまとめ後)

(敬称略、50音順)

【委 員】

石田 勝利 軽自動車検査協会 理事

石田 東生 筑波大学 名誉教授

岡安 雅幸 (一社) 全国自動車標板協議会 専務理事

北嶋 緒里恵 (株) リクルート ジャらんリサーチセンター 客員研究員

竹岡 圭 日本自動車ジャーナリスト協会 副会長

寺井 剛敏 金沢美術工芸大学 副学長

吉田 樹 福島大学 経済経営学類 教授

【国土交通省】

石原 大 物流・自動車局長

久保田 秀暢 物流・自動車局次長 (第12回まで)

猪股 博之 物流・自動車局次長 (第13回以降)

櫻井 紀彦 物流・自動車局自動車情報課長

村井 章展 物流・自動車局自動車情報課自動車登録デジタル化推進室長

図柄入りナンバープレート等に関する検討会

開催経緯

(令和7年6月中間取りまとめ後)

第7回検討会(令和7年8月4日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入希望等調査について

第8回検討会(令和7年9月30日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入希望等調査結果について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第9回検討会(令和7年10月27日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱の見直しについて
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第10回検討会(令和7年12月16日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱の見直しについて
- 図柄ナンバープレート(ふるさと版)(仮称)の方向性について

第11回検討会(令和8年2月10日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱の見直しについて
- 図柄ナンバープレート(ふるさと版)(仮称)の方向性について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第12回検討会(令和8年3月17日)

- 図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱案について
- 図柄ナンバープレート(ふるさと版)(仮称)の方向性等について

※図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱改定(令和8年4月24日)

第13回検討会(令和8年5月20日)

- 図柄ナンバープレート(ふるさと版)(仮称)の方向性について
- 希望番号取得者の新たな決定方法の方向性について

第14回検討会(令和8年6月19日)

- 図柄ナンバープレート(ふるさと版)の今後の方向性(案)
- 人気がある希望番号を取得しやすくする方策の今後の方向性(案)

参考資料

1. ナンバープレート全般

- 道路運送車両法第4条の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。同法第11条第1項の規定により、国土交通大臣が通知する番号を記載したナンバープレートの交付を受け、登録を受けた自動車に取り付けて、同法第19条の規定により表示しなければ運行の用に供してはならないとされている。
- また、軽自動車については同法第73条第1項の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

<ナンバープレートの表示内容>



- **地域名**・・・ 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、運輸監理部又は自動車検査登録事務所を表示する文字
全138地域名のうちご当地名は51
- **分類番号**・・・ 自動車の種別及び用途による分類を表示する最初の字がアラビア数字であって、その他の字がアラビア数字(0~9)若しくはローマ字(ACFHKLMPXY)若しくはこれらの組み合わせである3字
＜登録自動車の例＞ 最初の字 1・・・トラック 2・・・バス 3・・・乗用車 4,6・・・小型トラック 5,7・・・小型乗用車
8・・・特種自動車 9・・・大型特殊自動車 0・・・大型特殊自動車(建設機械)
- **平仮名等**・・・ 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名
＜登録自動車の例＞ 自家用:さすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやゆらりるろ 自家用(レンタカー):れわ
事業用:あいうえかきくけこを 等
- **一連指定番号**・・・ 4けた以下のアラビア数字

- 国土交通省では、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、平成29年に図柄ナンバープレートの導入を開始。
- ラグビーW杯、東京2020オリパラ開催に向けた機運醸成に活用した後、地域振興・観光振興に貢献すべく、平成30年より、地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした図柄ナンバープレート（地方版）の交付を開始。
- ナンバープレートの多角的な活用を図る観点から、ラグビーW杯・東京2020オリパラの開催支援や、地域振興・観光振興等に活用するため、図柄ナンバープレートの導入と同時（平成29年）に寄付金制度を導入。

〈図柄ナンバープレート（地方版）〉



- ・第1弾（40地域）を平成30年10月から交付開始
- ・第4弾まで導入されており、現在78地域まで拡大

〈図柄ナンバープレート（全国版）〉



- ・令和4年4月から交付開始
- ・全国で同一の図柄が入ったナンバープレート

〈大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート〉



- ・令和4年10月から交付開始（令和7年12月に交付終了）

〈GREEN × EXPO2027特別仕様ナンバープレート〉



- ・令和7年7月から交付開始

図柄ナンバープレートについて(詳細)

- 国土交通省では、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、平成29年に図柄ナンバープレートの導入を開始。
- ラグビーW杯、東京2020オリパラ開催に向けた機運醸成に活用した後、地域振興・観光振興に貢献すべく、平成30年より、地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした図柄ナンバープレート(地方版)の交付を開始。

	交付地域の単位	図柄	交付時期	交付手数料 (登録車 中板2枚) (令和7年6月1日時点)	申込件数 (令和8年3月末時点)	寄付金の使途
ラグビーワールドカップ 特別仕様ナンバープレート	全国		平成29年4月3日～ 令和2年1月31日 ※交付終了	7,080円～9,200円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	約29万件 〔うち寄付あり 約7.7万件〕	会場までの輸送力の増強等
東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会 特別仕様ナンバープレート	全国		平成29年10月10日～ 令和3年11月30日 ※交付終了	7,300円～9,500円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	約289万件 〔うち寄付あり 約28.1万件〕	ノンステップバス、UDタクシーの整備等
大阪・関西万博 特別仕様ナンバープレート	全国		令和4年10月24日～ 令和7年12月26日 ※交付終了	8,500円～11,800円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	約21万件 〔うち寄付あり 約11万件〕	大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実等
図柄 ナンバープレート (地方版)73種類	ナンバー の地域名 又は 都道府県		【第1弾:40地域】 平成30年10月1日～ 【第2弾:17地域】 令和2年5月11日～ 【第3弾:5都県・5地域】 令和5年10月23日～ 【第4弾:5地域】 令和7年5月7日～	8,500円～11,260円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	【第1弾】 約73万件 【第2弾】 約13万件 【第3弾】 約14万件 【第4弾】 約1.0万件	対象地域の地域交通のサービス改善、観光振興等
図柄 ナンバープレート (全国版)	全国		令和4年4月18日	8,500円～11,800円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	約154万件	交通サービスの改善・観光振興等の道路交通環境向上に向けた取組(予定)
GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレート	全国		令和7年7月14日～ 令和9年11月30日	8,780円～11,800円 〔+ 1,000円以上 の寄付〕	約4.1万件	GREEN×EXPO 2027 の開催に関連した交通サービスの充実等(予定)

<ご当地ナンバー>(51地域)

通常、地域名は管轄の運輸支局等の名称等であるところ、地域振興や観光振興の観点から、地域の申請に基づいた“地域名”とするもの。平成18年に第1弾が導入され、令和2年の第3弾から図柄ナンバープレートと一体で導入している。

<図柄ナンバープレート(地方版)>

“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能と諸外国における寄付金付きナンバープレートの活用に着目し、平成30年より、地域の風景や観光資源等をデザインした地方版の交付を開始。
令和5年に都道府県単位で交付する図柄を導入している。

<図柄の種類と地域名(73種類78地域)>

北海道	苫小牧 知床 十勝
東北	弘前 盛岡 岩手 平泉 仙台 秋田県 山形 庄内 会津 郡山 白河 いわき
関東	土浦 つくば 栃木県 日光 那須 群馬県 前橋 高崎 川口 越谷 川越 成田 市川 船橋 市原 松戸 柏 東京都 世田谷 杉並 板橋 江東 葛飾 江戸川 富士山
北陸信越	新潟 長岡 上越 富山 金沢 石川 諏訪 南信州 安曇野
中部	福井 伊豆 富士山 岡崎 豊田 一宮 春日井 四日市 伊勢志摩 鈴鹿
近畿	滋賀 京都 堺 奈良 飛鳥
中国	鳥取 出雲 倉敷 広島 福山 下関 山口
四国	徳島 高松 香川 愛媛 高知
九州	長崎 佐世保 熊本 大分 宮崎 鹿児島 奄美
沖縄	沖縄県

<これまでの導入状況>

平成18年10月	ご当地ナンバー第1弾(17地域)の交付開始
平成19年 2月	ご当地ナンバー第1弾「つくば」の交付開始
平成20年11月	ご当地ナンバー第1弾「富士山」の交付開始
平成26年11月	ご当地ナンバー第2弾(10地域)の交付開始
平成30年10月	地方版第1弾(40地域)の交付開始
令和 2年 5月	地方版第2弾かつご当地ナンバー第3弾(17地域)の交付開始
令和 5年10月	地方版第3弾(5都県・5地域)の導入
令和 7年 5月	地方版第4弾かつご当地ナンバー第4弾(5地域)の交付開始

(注) 下線:ご当地ナンバーの地域名

着色:図柄ナンバープレートの地域名(年表の交付開始日別に色分け(うち都道府県名は都道府県単位で交付するもので、地域名について、秋田県は「秋田」、栃木県は「宇都宮」「とちぎ」「日光」「那須」、群馬県は「群馬」「前橋」「高崎」、東京都は「品川」「足立」「練馬」「多摩」「八王子」「世田谷」「杉並」「板橋」「江東」「葛飾」「江戸川」、沖縄県は「沖縄」)

導入地域…51地域
赤字…図柄導入地域（40/51地域）
※地域名単位の図柄

東北運輸局管内

弘前、盛岡、平泉、仙台、
会津、郡山、白河

北陸信越運輸局管内

上越、金沢、諏訪、
安曇野、南信州

近畿運輸局管内

堺、飛鳥

中国運輸局管内

出雲、倉敷、
下関

九州運輸局管内

奄美

四国運輸局管内

高松

北海道運輸局管内

苫小牧、知床、十勝

関東運輸局管内

つくば、日光、那須、高崎、
前橋、川口、越谷、川越、
成田、柏、松戸、市川、船橋、
市原、世田谷、江東、葛飾、
江戸川、杉並、板橋、富士山

中部運輸局管内

伊豆、富士山、岡崎、豊田、
一宮、春日井、鈴鹿、四日市、
伊勢志摩

図柄ナンバープレート(地方版)の図柄一覧

導入地域…78/138地域

第1弾：平成30年10月 40地域（仙台・つくば・富士山・豊田・熊本 等）
第3弾：令和 5年10月 5都県5地域（秋田県・東京都・岡崎・堺・広島 等）

第2弾：令和2年 5月 17地域（知床・弘前・江東・飛鳥・高松 等）
第4弾：令和7年 5月 5地域（十勝・日光・江戸川・安曇野・南信州）

東北運輸局管内

弘前599 あ20-46 ＜弘前城・桜色のお堀と岩木山＞	岩手599 あ20-46 ＜銀河鉄道の夜＞	盛岡599 あ20-46 ＜不來方の風＞	平泉599 あ20-46 ＜世界文化遺産「平泉」＞	いわき599 さ20-46 ＜フラシティいわき＞
仙台599 あ20-46 ＜伊達政宗公と仙台七夕まつり＞	白河599 あ20-46 ＜春の小峰城＞	山形599 あ20-46 ＜さくらんぼの里 山形＞	庄内599 あ20-46 ＜稲穂の波と鳥海山＞	秋田599 さ20-46 ＜親子の秋田犬＞ ※秋田県全域

北海道運輸局管内

苫小牧599 あ20-46 ＜ウトナイ湖とアイスホッケーの街＞	知床599 あ20-46 ＜知床の雄大な自然＞	十勝599 さ20-46 ＜十勝の価値満載＞
---------------------------------------	-------------------------------	------------------------------

中国運輸局管内

鳥取599 あ20-46 ＜砂丘、大山、梨＞	出雲599 あ20-46 ＜八岐大蛇＞
福山599 あ20-46 ＜広島東洋カープ＞	山口599 あ20-46 ＜秋古台、錦帯橋＞
下関599 あ20-46 ＜下関のランドマーク＞	広島599 さ20-46 ＜広島東洋カープ＞

北陸信越運輸局管内

新潟599 あ20-46 ＜萬代橋、トキ＞	長岡599 あ20-46 ＜長岡花火＞	上越599 あ20-46 ＜上杉謙信と桜＞	南信州599 さ20-46 ＜水引で表現した南信州の自然＞
富山599 あ20-46 ＜立山連峰＞	金沢599 あ20-46 ＜雪つり、梅鉢紋＞	石川599 あ20-46 ＜白山、能登の里海の波＞	安曇野599 さ20-46 ＜安曇野の風景＞

関東運輸局管内

土浦599 あ20-46 ＜帆引き船、花火＞	つくば599 あ20-46 ＜筑波山＞	前橋599 あ20-46 ＜赤城山＞	越谷599 あ20-46 ＜ガーヤちゃん、南越谷阿波踊り＞
成田599 あ20-46 ＜飛行機が飛び街＞	柏599 あ20-46 ＜手賀沼＞	松戸599 あ20-46 ＜松戸の風景＞	市川599 あ20-46 ＜市川の梨と街と江戸川＞
船橋599 あ20-46 ＜梨とアンデルセン公園＞	市原599 あ20-46 ＜菜の花と桜と里山トロッコ＞	葛飾599 あ20-46 ＜葛蒲・川・カワセミ＞	江東599 あ20-46 ＜東京ゲートブリッジ＞
板橋599 あ20-46 ＜躍動感溢れるカラフルな木・花・鳥＞	杉並599 あ20-46 ＜杉並緑みどりいっぱい＞	世田谷599 あ20-46 ＜多摩川とサギソウ＞	富士山599 あ20-46 ＜富士山＞
那須599 さ20-46 ＜未来ある那須地域＞	宇都宮599 さ20-46 ＜とちぎのいちご ※栃木県全域＞	群馬599 さ20-46 ＜くまちゃんワールド ※群馬県全域＞	品川599 さ20-46 ＜ソメイヨシノと東京タワー ※東京都全域＞
江戸川599 さ20-46 ＜煌(きら)めく夜空と星(ほ)の金魚＞	日光599 さ20-46 ＜陽明門、しめ縄、尚仁沢湧水＞		

近畿運輸局管内

滋賀599 あ20-46 ＜琵琶湖＞	京都599 あ20-46 ＜花紋様 天橋立・五重塔＞	奈良599 あ20-46 ＜桜、紅葉＞
飛鳥599 あ20-46 ＜朱雀＞	堺599 さ20-46 ＜百舌鳥(もず)と古墳＞	

九州運輸局管内

長崎599 あ20-46 ＜スタンドグラス＞	佐世保599 あ20-46 ＜スタンドグラス＞
熊本599 あ20-46 ＜くまモン＞	大分599 あ20-46 ＜温泉＞
鹿児島599 あ20-46 ＜桜島＞	宮崎599 あ20-46 ＜ひなたと海＞

四国運輸局管内

愛媛599 あ20-46 ＜みきやん＞	高松599 あ20-46 ＜高松港から屋島を望む＞	香川599 あ20-46 ＜瀬戸内海、オリーブ＞
高知599 あ20-46 ＜はりまやばし、カツオ＞	徳島599 あ20-46 ＜阿波おどり＞	

中部運輸局管内

富士山599 あ20-46 ＜雄大な富士と豊かな田園＞	豊田599 あ20-46 ＜豊田スタジアムとグランパスくんファミリー＞	福井599 あ20-46 ＜恐竜＞	四日市599 あ20-46 ＜輝く四日市＞
春日井599 あ20-46 ＜道風くんとサボテンキャラクター＞	岡崎599 さ20-46 ＜徳川家康公の兜の変遷＞	伊勢志摩599 あ20-46 ＜吹き行く魅力＞	

沖縄総合事務局管内

沖縄599 さ20-46 ＜首里城復興＞ ※沖縄県全域

ご当地ナンバー及び図柄ナンバープレート(地方版)の交付地域一覧

九州		中国		近畿		北陸信越				北海道		
都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位	
福岡	福岡	鳥取	鳥取	滋賀	滋賀	新潟	新潟	長野	長野	北海道	札幌	
	北九州	島根	島根	京都	長岡		松本		函館			
	久留米	島根	出雲	大阪	上越		諏訪		旭川			
	筑豊		岡山		なにわ	富山	富山		室蘭			
佐賀	佐賀	岡山	倉敷		和泉		石川	南信州	苫小牧			
長崎	長崎		広島	兵庫	堺	石川		釧路				
	佐世保	山口	福山		神戸			知床				
熊本	熊本		山口	奈良	姫路	石川		帯広				
大分	大分				飛鳥	石川					十勝	
宮崎	宮崎			和歌山	和歌山						北見	
鹿児島	鹿児島					関東					知床	
	奄美											
						都道府県単位	地域名単位	都道府県単位	地域名単位			
							栃木	宇都宮	茨城			水戸
								那須		土浦		
								日光	つくば			
								とちぎ	群馬			
						東京	品川	群馬	高崎			
							世田谷		前橋			
							足立	埼玉	大宮			
							江東		川口			
							葛飾		熊谷			
							江戸川		春日部			
							練馬	千葉	越谷			
							杉並		所沢			
							板橋		川越			
							多摩		千葉			
						神奈川	八王子	千葉	成田			
							横浜		野田			
							川崎		柏			
						山梨	相模		千葉	松戸		
							湘南	習志野				
							山梨	市川				
							富士山	千葉		船橋		
									袖ヶ浦			
									市原			

ご当地ナンバー及び図柄ナンバープレート(地方版)の交付対象自治体一覧

都道府県	ナンバー 地域名 表示	交付対象の市区町村	ご当地 ナンバー	図柄ナンバープレート 地域名表示 単位	都道府県 単位
北海道	札幌	札幌市、小樽市、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町			
		函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町			
	旭川	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町			
		室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町			
	室蘭	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町			
	苫小牧	苫小牧市	●	●	
	釧路	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町			
	知床	別海町、中標津町、標津町、羅臼町、斜里町、清里町、小清水町	●	●	
	帯広	帯広市			
	十勝	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	●	●	
	北見	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町			
	青森	弘前及び八戸の交付対象以外			
青森県	弘前	弘前市、西目屋村、田舎館村	●	●	
	八戸	八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村			
盛岡県	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町	●	●	
	岩手	盛岡及び平泉の交付対象以外		●	
岩手県	平泉	一関市、奥州市、金ケ崎町、平泉町	●	●	
宮城県	仙台	仙台市	●	●	
	宮城	仙台市以外			
秋田県	秋田	県内全域			●
山形県	山形	庄内の交付対象以外		●	
	庄内	酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町		●	
福島県	福島	福島市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、三春町、新地町、飯館村			
	会津	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	●		
	郡山	郡山市	●		
	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町	●	●	
	いわき	いわき市、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村		●	

都道府県	ナンバー 地域名 表示	交付対象の市区町村	ご当地 ナンバー	図柄ナンバープレート 地域名表示 単位	都道府県 単位
茨城県	水戸	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町			
	土浦	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町		●	
栃木県	つくば	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町	●	●	
	宇都宮	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町、那珂川町			●
	日光	日光市、塩谷町	●	●	●
	那須	大田原市、那須塩原市、那須町	●	●	●
群馬県	とちぎ	足利市、栃木市、佐野市、小山市、野木町			●
	前橋	前橋市、吉岡町	●	●	●
	高崎	高崎市、安中市	●		●
	群馬	前橋及び高崎の交付対象以外			●
埼玉県	大宮	さいたま市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、蓮田市、白岡市、伊奈町			
	川口	川口市	●		
	川越	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町	●		
	所沢	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町			
	熊谷	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町			
	春日部	春日部市、草加市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、杉戸町、松伏町			
	越谷	越谷市	●	●	
	千葉	千葉市、銚子市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、匝瑳市、香取市、大網白里市、酒々井町、東庄町、九十九里町			
千葉県	成田	成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町	●	●	
	市川	市川市	●	●	
	船橋	船橋市	●	●	
	習志野	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市、栄町			
	袖ヶ浦	館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町			
	市原	市原市	●	●	
	松戸	松戸市	●	●	
	野田	野田市、流山市			
千葉県	柏	柏市、我孫子市	●	●	

ご当地ナンバー及び図柄ナンバープレート(地方版)の交付対象自治体一覧

都道府県	ナンバー 地域名 表示	交付対象の市区町村	ご当地 ナンバー	図柄ナンバープレート 地域名表示 単位	都道府県 単位
東京	品川	千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村			●
	世田谷	世田谷区	●	●	●
	練馬	新宿区、文京区、中野区、豊島区、北区、練馬区			●
	杉並	杉並区	●	●	●
	板橋	板橋区	●	●	●
	足立	台東区、墨田区、荒川区、足立区			●
	江東	江東区	●	●	●
	葛飾	葛飾区	●	●	●
	江戸川	江戸川区	●	●	●
	八王子	八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町			●
神奈川	多摩	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市			●
	横浜	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町			
	川崎	川崎市			
	湘南	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町			
山梨	相模	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村			
	山梨	富士山の交付対象以外			
新潟	富士山	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	●	●	
	新潟	長岡及び上越の交付対象以外		●	
	長岡	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村		●	
富山	上越	糸魚川市、妙高市、上越市	●	●	
	富山	県内全域		●	
石川	金沢	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	●	●	
	石川	金沢の交付対象以外		●	
長野	長野	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村			
	松本	松本市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、塩尻市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、山形村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村			
	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	●		
	南信州	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	●	●	
安曇野	安曇野	安曇野市、生坂村、池田町、松川村	●	●	

都道府県	ナンバー 地域名 表示	交付対象の市区町村	ご当地 ナンバー	図柄ナンバープレート 地域名表示 単位	都道府県 単位
福井	福井	県内全域		●	
岐阜	岐阜	飛騨の交付対象以外			
	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村			
静岡	静岡	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町			
	浜松	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町			
	沼津	沼津市、清水町、長泉町			
	伊豆	熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町	●		
	富士山	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町	●	●	
愛知	名古屋	名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛西市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町			
	豊橋	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村			
	岡崎	岡崎市、幸田町	●	●	
	三河	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市			
	豊田	豊田市	●	●	
	一宮	一宮市	●		
	尾張小牧	瀬戸市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町			
三重	春日井	春日井市	●	●	
	三重	四日市、伊勢志摩及び鈴鹿の対象市町以外			
	四日市	四日市市	●	●	
	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町	●	●	
滋賀	鈴鹿	鈴鹿市、亀山市	●		
	滋賀	県内全域		●	
京都府	京都	府内全域		●	
大阪府	大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町			
	なにわ	大阪市			
	堺	堺市	●	●	
	和泉	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			
兵庫	神戸	姫路の交付対象以外			
	姫路	稲美町、播磨町、市川町、福崎町、たつの市、宍粟市、朝来市、養父市、加西市、高砂市、赤穂市、加古川市、豊岡市、相生市、姫路市、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町			

ご当地ナンバー及び図柄ナンバープレート(地方版)の交付対象自治体一覧

都道府県	ナンバー 地域名 表示	交付対象の市区町村	ご当地 ナンバー	図柄ナンバープレート 地域名表示 単位	都道府県 単位
奈良県	奈良	飛鳥の交付対象以外		●	
	飛鳥	橿原市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村	●	●	
和歌山県	和歌山	県内全域			
鳥取県	鳥取	県内全域		●	
島根県	島根	出雲の交付対象以外			
	出雲	出雲市、奥出雲町、飯南町	●	●	
岡山県	岡山	倉敷の交付対象以外			
	倉敷	倉敷市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	●		
広島県	広島	福山の交付対象以外		●	
	福山	竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大崎上島町、世羅町、神石高原町		●	
山口県	下関	下関市	●	●	
	山口	下関市以外		●	
徳島県	徳島	県内全域		●	
香川県	高松	高松市	●	●	
	香川	高松市以外		●	
愛媛県	愛媛	県内全域		●	
高知県	高知	県内全域		●	
福岡県	福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町			
	北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町			
	久留米	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町			
	筑豊	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町			
佐賀県	佐賀	県内全域			
長崎県	長崎	佐世保の交付対象以外		●	
	佐世保	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町		●	
熊本県	熊本	県内全域		●	
大分県	大分	県内全域		●	
宮崎県	宮崎	県内全域		●	
鹿児島県	鹿児島	奄美の交付対象以外		●	
	奄美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	●		
沖縄県	沖縄	県内全域			●

図柄ナンバープレート(地方版)の申込件数(令和8年3月末時点)

地方版第1弾(平成30年10月～)

地域名	申込件数
盛岡	6,265
岩手	12,866
平泉	3,540
仙台	24,366
山形	12,951
庄内	2,444
土浦	23,551
つくば	34,612
前橋	7,641
越谷	2,876
成田	14,013
柏	14,731
世田谷	2,611
杉並	2,585
富士山(山梨)	8,982
新潟	24,099
長岡	22,574
富山	23,401
金沢	10,309
石川	8,162

地方版第2弾(令和2年5月～)

地域名	申込件数
苫小牧	7,384
知床	3,515
弘前	9,316
白河	2,531
市川	6,024
船橋	9,934
市原	7,314
松戸	14,935
板橋	2,700
江東	7,534
葛飾	5,844
上越	4,508
四日市	5,589
伊勢志摩	10,827
飛鳥	14,510
出雲	13,013
高松	3,767

地方版第3弾(令和5年10月～)

地域名	申込件数
いわき	4,345
那須	1,823
岡崎	3,490
堺	2,830
広島	14,007
秋田県全域	15,098
栃木県全域	14,300
群馬県全域	29,407
東京都全域	31,774
沖縄県全域	23,048

地方版第4弾(令和7年5月～)

地域名	申込件数
十勝	967
日光	1,494
江戸川	4,059
南信州	1,091
安曇野	1,956

図柄ナンバープレート(地方版)の普及率(令和8年3月末時点)

※普及率＝図柄ナンバー（地方版）取付け台数/保有台数

地方版第1弾（平成30年10月～）

地域名	普及率
盛岡	1.57%
岩手	2.32%
平泉	1.30%
仙台	2.81%
山形	1.43%
庄内	0.80%
土浦	3.47%
つくば	3.29%
前橋	1.92%
越谷	1.27%
成田	4.15%
柏	4.28%
世田谷	0.84%
杉並	1.54%
富士山（山梨）	7.23%
新潟	1.92%
長岡	3.91%
富山	2.17%
金沢	1.88%
石川	1.44%

地域名	普及率
福井	3.07%
富士山（沼津）	4.51%
豊田	1.09%
春日井	0.99%
滋賀	1.73%
京都	2.06%
奈良	3.93%
鳥取	0.84%
福山	3.22%
下関	2.07%
山口	1.15%
徳島	1.19%
香川	2.39%
愛媛	3.52%
高知	1.32%
長崎	2.21%
佐世保	1.70%
熊本	5.11%
大分	2.40%
宮崎	1.34%
鹿児島	2.55%

地方版第2弾（令和2年5月～）

地域名	普及率
苫小牧	3.75%
知床	3.81%
弘前	5.64%
白河	2.07%
市川	2.76%
船橋	3.01%
市原	2.53%
松戸	5.60%
板橋	1.46%
江東	3.79%
葛飾	3.21%
上越	1.67%
四日市	1.72%
伊勢志摩	4.45%
飛鳥	9.93%
出雲	6.59%
高松	0.94%

地方版第3弾（令和5年10月～）

地域名	普及率
いわき	1.02%
那須	0.80%
岡崎	0.94%
堺	0.62%
広島	0.99%
秋田県全域	1.80%
栃木県全域	0.82%
群馬県全域	1.48%
東京都全域	0.68%
沖縄県全域	1.72%

地方版第4弾（令和7年5月～）

地域名	普及率
十勝	0.50%
日光	1.79%
江戸川	1.76%
南信州	0.71%
安曇野	1.81%

現行の図柄ナンバープレート(地方版)の交付対象標板(10種類)

車種	登録自動車				軽自動車	
自家用・事業用の別	自家用		事業用		自家用	事業用
標板の大きさ	大板	中板	大板	中板	中板	中板
フルカラー	●	●	●	●	▲	なし
モノトーン	●	●	●	●	▲	なし

▲: 駐留軍、貸渡を除く

図柄ナンバープレート(ふるさと版)の交付対象標板(2種類)

車種	登録自動車				軽自動車	
自家用・事業用の別	自家用		事業用		自家用	事業用
標板の大きさ	大板	中板	大板	中板	中板	中板
フルカラー	●	●	●	●	▲	なし
モノトーン	●	●	●	●	▲	なし

▲: 駐留軍、貸渡を除く

※1 出典: (一社)全国自動車標板協議会 令和7年11月末時点

※2

案1 出典: 登録自動車: 国土交通省 市町村別車両数統計
軽自動車(駐留軍、貸渡を除く): 軽自動車検査協会 管轄別、用途別、自家用事業用別検査対象軽自動車保有車両数統計

案2 出典: 国土交通省 貨物自動車積載量別車両数統計及び乗合自動車定員別車両数統計に基づき大板の対象車両数を案1から減じた

案3 出典: 登録自動車: 国土交通省 市町村別統計
軽自動車(駐留軍、貸渡を除く): 軽自動車検査協会 管轄別、用途別、自家用事業用別検査対象軽自動車保有車両数統計

案4 出典: 国土交通省 貨物自動車積載量別車両数統計及び乗合自動車定員別車両数統計に基づき自家用の大板の対象車両数を案3から減じた

いずれも令和7年3月末時点

※3 普通自動車であつて、車両総重量が8,000キログラム以上のもの、最大積載量が5,000キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに取り付ける自動車登録番号標

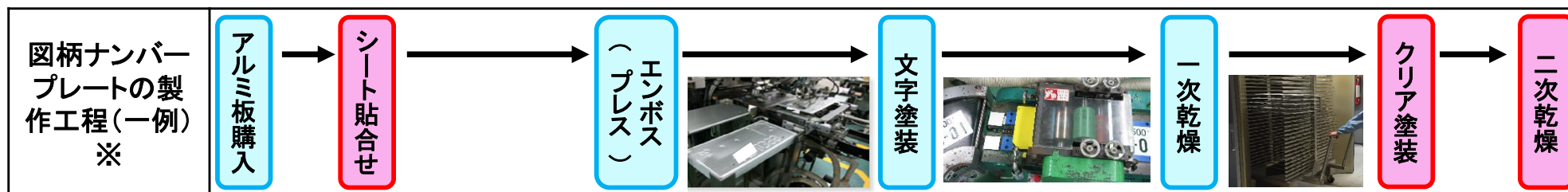
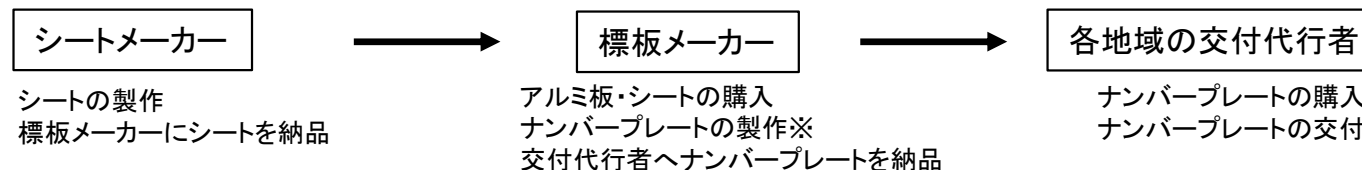
対象標板毎の地方版申込件数及び取付け対象車両数

対応案	案1 全5種類	案2 中板3種類	案3 自家用3種類	案4 中板・自家用2種類
図柄ナンバープレート(地方版)の 申込件数累計※1 (案1との対比)	934,114件	927,228件 (約99%)	922,905件 (約99%)	921,384件 (約99%)
取付け対象車両数※2 (案1との対比)	77,956,450台	76,811,640台 (約99%)	76,147,119台 (約98%)	75,879,705台 (約97%)
備考	現行に同じ	大板※3に対応不可 事業用中板に対応可	事業用に対応不可 自家用大板に対応可	事業用と大板いずれも 対応不可

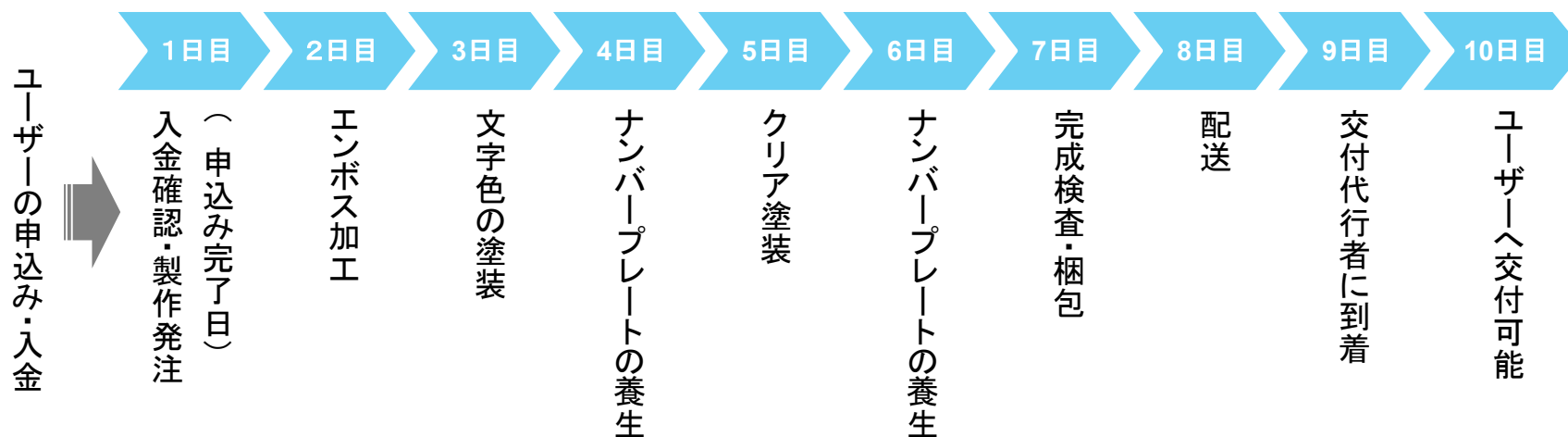
対象車種		登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常の ナンバー プレート				
図柄 ナンバー プレート	寄付金あり			
	寄付金なし			

図柄ナンバープレートの製作工程と申込から交付までの流れ

<参考>
現行の流れ



<参考>
現行の流れ
(一例)



- 希望番号制度とは、自動車のナンバーのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望することができる制度。
- 特に人気が高い一部の番号は、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できる。

（全国共通の抽選対象番号）

（注）これらの他に地域別の抽選対象番号あり

1	7	8	88	333	358	555
777	888	1111	3333	5555	7777	8888

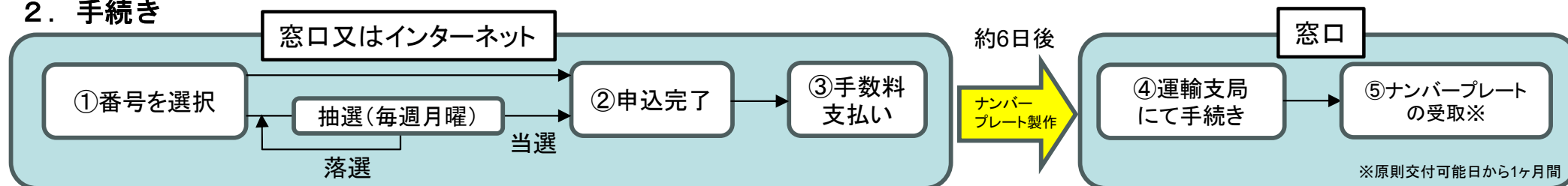


一連指定番号

1. 対象車種

- ・登録自動車の自家用・事業用
- ・軽自動車（四輪）の自家用（貸渡等を除く）

2. 手続き



3. 希望ナンバーの交付手数料（令和7年6月1日時点）

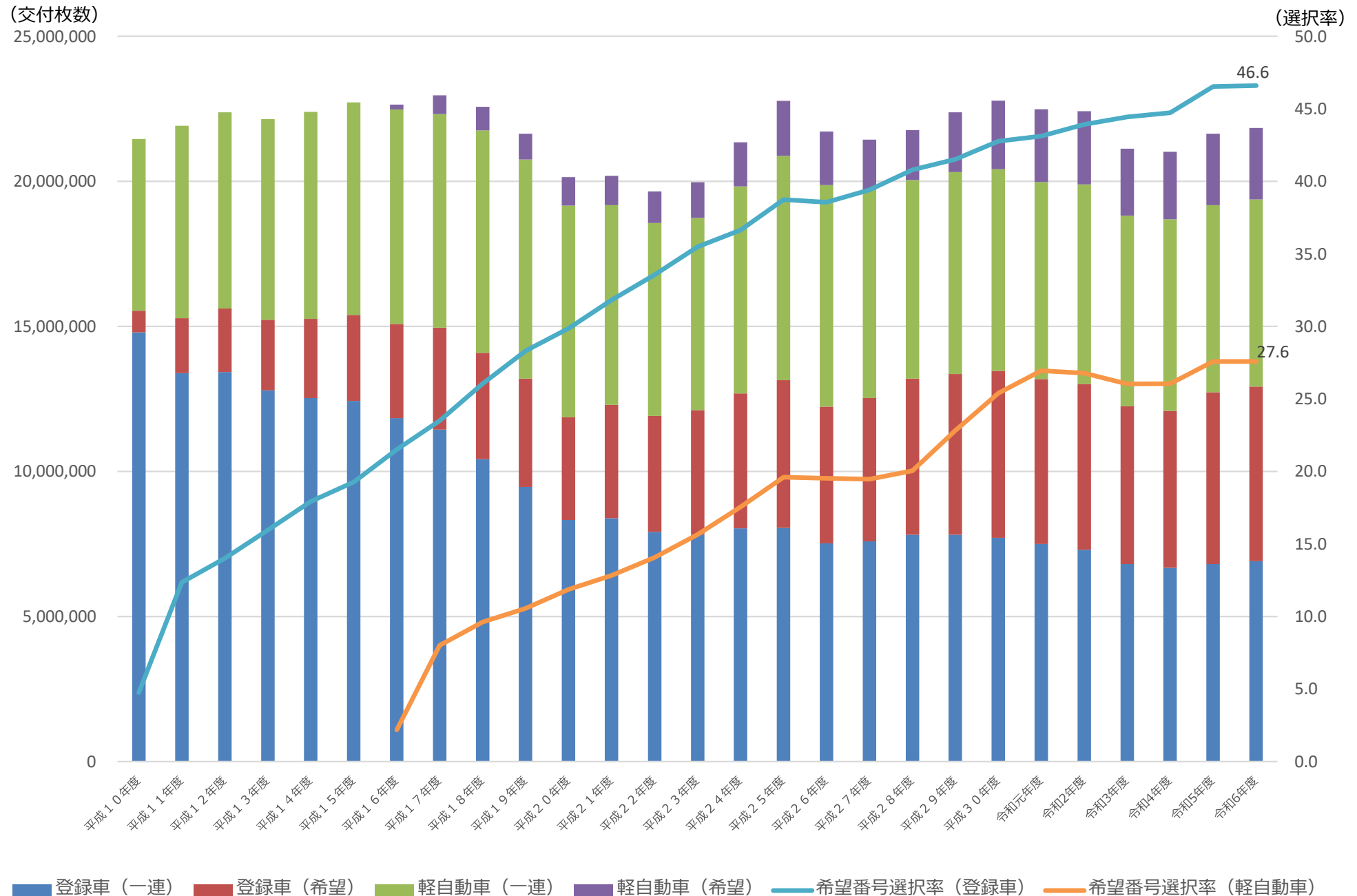
（ペイント式中板、1組） 4,460円～5,760円（東京の場合：5,000円）

参考：希望しない場合（通常ナンバーの場合） 1,900円～2,800円（東京の場合：1,980円）

4. 希望ナンバーを取得できるタイミング

新車・中古車を購入したとき（新規登録・届出時）、引越したとき（ナンバーの地域名が変更になるとき）
お住まいの地域に新たにご当地ナンバーが導入されたとき、今のナンバープレートが滅失・毀損したとき

希望番号の交付枚数及び選択率の推移



抽選対象希望番号の当選倍率の一例

- 抽選対象希望番号について、1,7,8,88,333,358,555,777,888,1111,3333,5555,7777,8888の14通りを全国共通で設定しており、最大で神戸の39通りまで地域により異なる。(自家用の普通乗用自動車の例、以下同じ。)
- 最高倍率については地域により1.25倍から30.86倍まで差が生じているが、最低倍率については0倍から0.41倍とほとんど差がなく、1倍を下回る番号も存在している。

令和7年3月～4月の2ヶ月間の自家用の普通乗用自動車(3ナンバー)の抽選実績

地域名 (一例)	抽選対 象番号 の数	全ての抽選対 象番号の期間 平均倍率	最高倍率(期間平均) とその番号		最低倍率(期間平均) とその番号		倍率(期間平均) が1を下回る抽 選対象番号の数
札幌	16	2.57倍	11.19倍	1	0.35倍	5555	7
宮城	13	0.81倍	2.56倍	1	0.25倍	3333,5555,7777	10
新潟	13	0.56倍	1.25倍	8	0.25倍	5555	12
横浜	36	2.99倍	16.86倍	1	0.39倍	5555	11
名古屋	36	4.86倍	24.28倍	1	0.41倍	7788	10
神戸	39	3.56倍	30.86倍	1	0.36倍	3333	10
広島	13	1.28倍	5.61倍	8	0.25倍	777	10
愛媛	13	0.80倍	1.78倍	8	0倍	777	10
福岡	16	2.22倍	10.22倍	1	0.29倍	3333	8
沖縄	13	0.84倍	1.75倍	8	0.25倍	5555	9
平均	20.8	1.64倍	10.64倍	-	0.28倍	-	-

注: 令和7年3月～4月時点の全国共通抽選対象番号は上記14通りから358を除いた13通り

2. 図柄ナンバープレート(地方版)導入希望等調査結果 (ふるさと版関係抜粋 令和7年8～9月実施))

○目的

令和6年7月より、「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」を設置し、既に導入している図柄ナンバープレートの交付状況、ユーザーや自治体等のニーズを踏まえ、図柄ナンバープレート等に係る課題や今後の方向性について検討してきたところ、令和7年6月に公表した中間取りまとめにおける決定事項を踏まえ、令和8年春の図柄ナンバープレート(地方版)導入要綱改定に向けて地方自治体における導入希望等を把握するために実施するもの。

○対象

全国の都道府県、市区町村(1,788自治体)

○実施期間

令和7年8月18日(月)～令和7年9月12日(金)

※10月20日(月)までに回答されたものを集計

○調査手法

Microsoft Forms形式・任意回答

○回答数(令和7年10月20日時点)

804自治体(45.0%)

○調査内容

1. 自治体の概要

2. ご当地ナンバーの導入等検討状況

3. 図柄ナンバープレート(地方版)の導入等検討状況

(1) モノトーン廃止(フルカラーへの一本化)

(2) 寄付金の使途

(3) ふるさと版(仮称)

(4) 今後の導入希望

4. その他意見

・自治体単位別回答状況

	総数	回答数(前回※)	回答率(前回※)
都道府県	47	45(25)	95.7%(53.2%)
市区町村	1,741	759(559)	43.6%(32.1%)
合計	1,788	804(584)	45.0%(32.7%)

※令和3年調査時

・回答自治体のご当地ナンバー導入状況

	総数	ご当地導入済	ご当地未導入
市区町村	759	122	637

・回答自治体の図柄ナンバープレート導入状況

	総数	図柄導入済	図柄未導入
都道府県	45	27	18
市区町村	759	234	525
合計	804	261	543

設問 3. ① -(3)

設問 3. ② -(3)

ふるさと版（仮称）について（共通）

中間取りまとめP10において、「他地域の図柄ナンバープレート（地方版）の交付を可能とする新たなスキーム「図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）」について検討することが望まれる。」とされたところ、最も近いお考えを選択ください。

- ① 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある
- ② 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる
- ③ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の図柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある
- ④ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信することができない

中間取りまとめP10～11において、「特に交付件数が少ない場合には標板交付代行者の負担が増えることから、図柄ナンバープレート（ふるさと版）の交付を受ける自動車ユーザー又は当該制度に参加する自治体に対して費用負担を求めるのか等今後、本検討会において、自治体による意見等も聴取しつつ、これらの課題を整理した上で、令和 7 年度内目途に図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の今後の方向性について結論を得ることを目指す。」とされたところ、特に自地域の図柄ナンバープレートの他地域での交付件数が少ない場合の費用負担先として考えられるものを全て選択ください。なお、費用については、機械の追加設備投資や工数増加に対応する新規雇用など準備段階の費用も含まれるものとお考えください。

- ① ふるさと版を導入した自地域の自治体
- ② ふるさと版を導入した自地域の自動車ユーザー
- ③ ふるさと版の交付を受ける他地域の自治体
- ④ ふるさと版の交付を受ける他地域の自動車ユーザー
- ⑤ 図柄ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザー
- ⑥ ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザー
- ⑦ その他（自由記載）

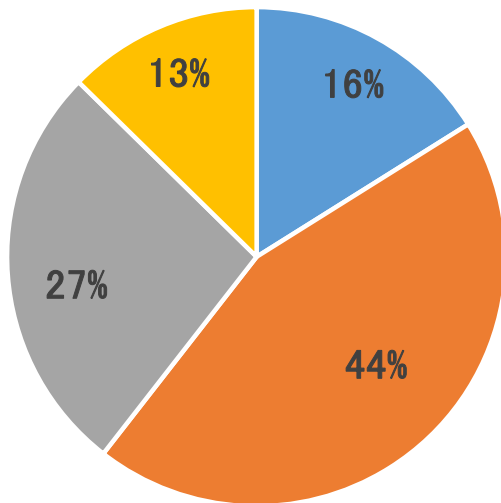
ふるさと版について(図柄導入済都道府県・市区町村)の回答

設問 3. ① -(3)

ふるさと版（仮称）について（図柄導入済都道府県・市区町村）

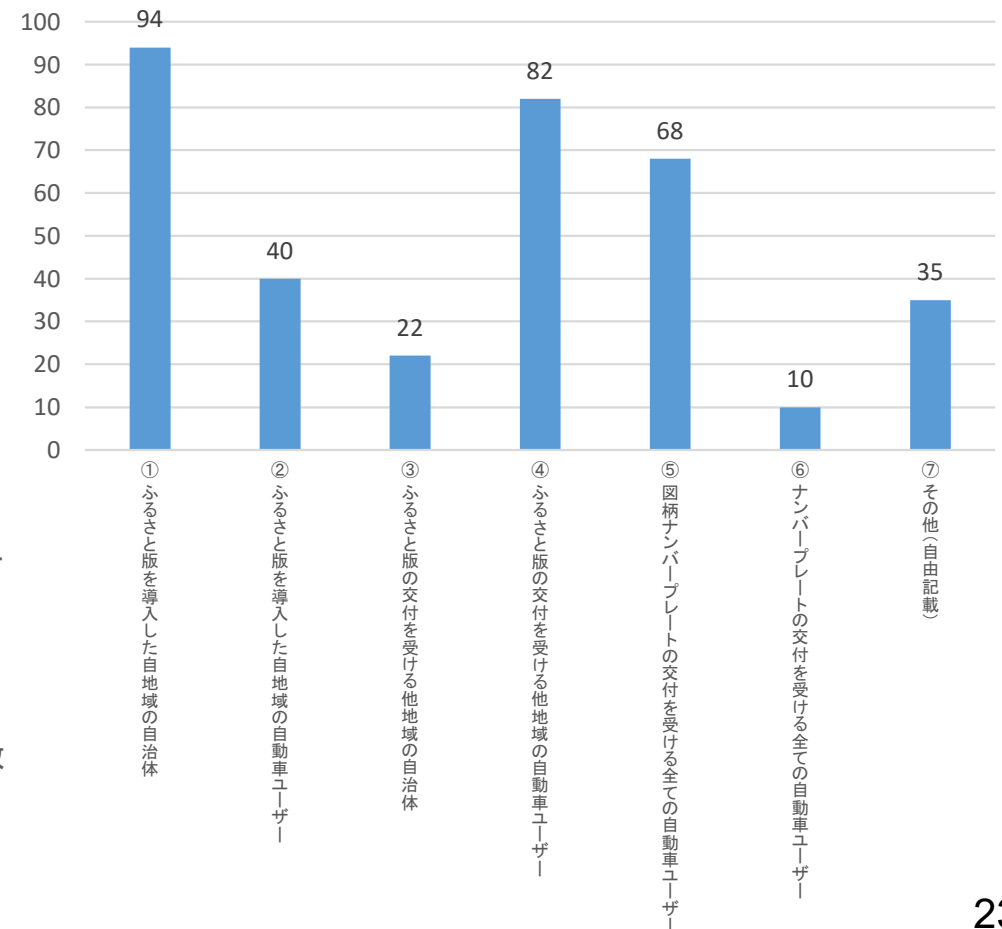
- 約6割の自治体が他地域で自地域の図柄を交付可能となれば、寄付金が増加し、魅力を全国で発信することができるという回答。一方、約4割の自治体は自地域で他地域の図柄が交付可能となれば、寄付金が減少し、魅力を全国で発信できないという回答。
- 費用負担先としては、「自地域の自治体」、「交付を受ける他地域のユーザー」、「交付を受ける全てのユーザー」の順で回答が多かった。

(n=261)



- ① 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある
- ② 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる
- ③ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の図柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある
- ④ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信することができない

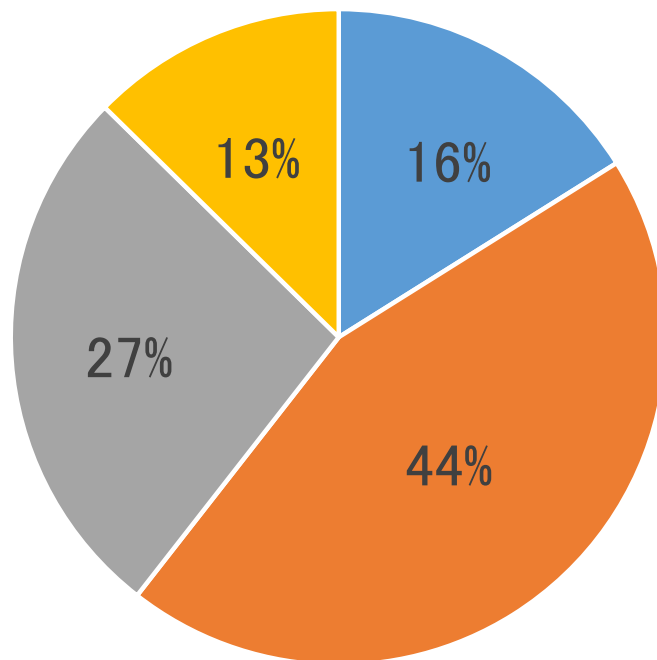
(複数回答n=351)



設問 3. ① -(3)

ふるさと版(仮称)について(図柄導入済都道府県・市区町村)の回答

(n=261)
(単一回答)



回答	自治体数	地域名数	図柄数
■ ① 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある	42	27	60
■ ② 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる	116	58	
■ ③ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の図柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある	70	40	59
■ ④ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信することができない	33	31	

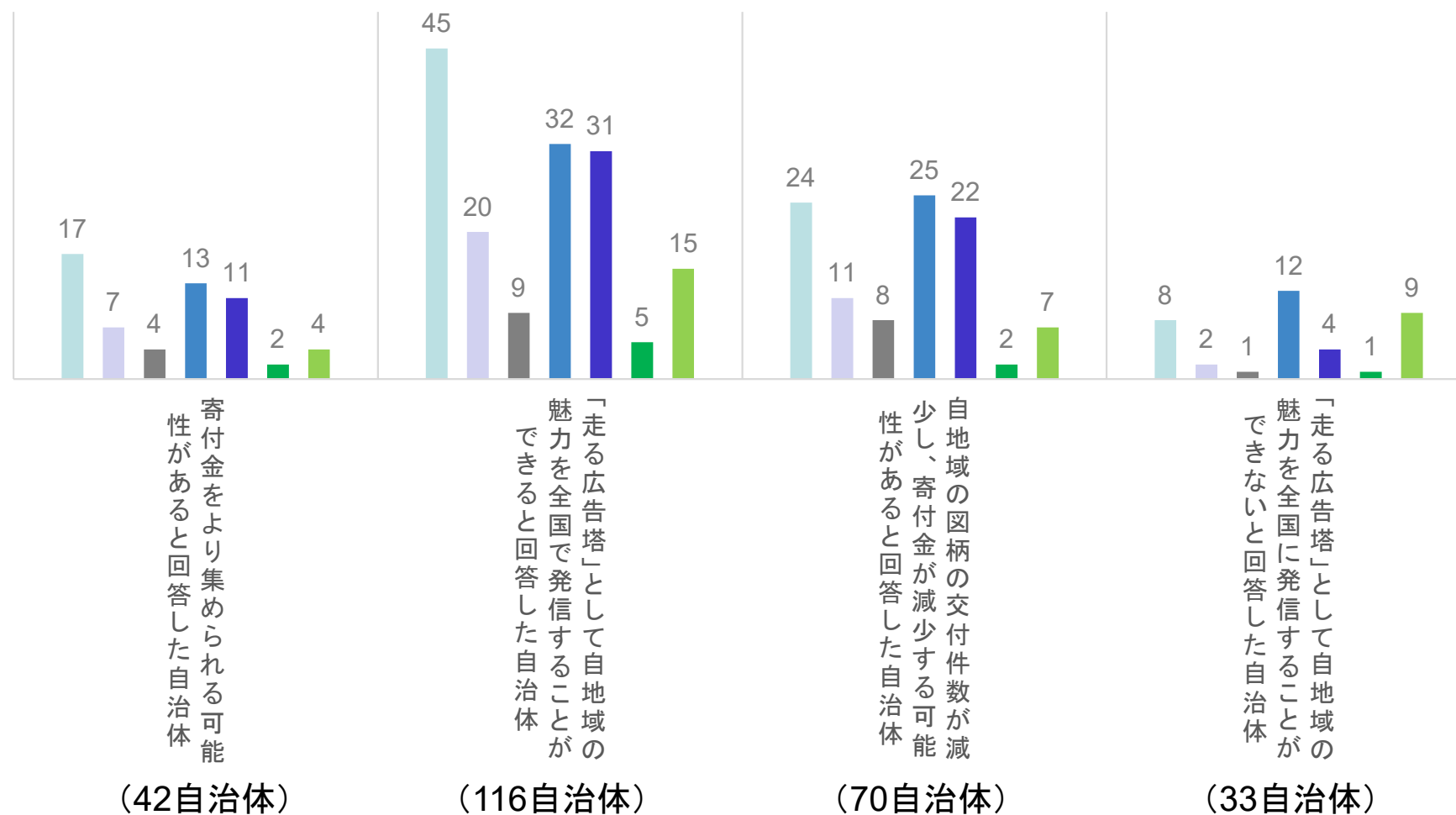
設問 3. ① -(3)

ふるさと版(仮称)について(図柄導入済都道府県・市区町村)

(n=261)

(複数回答)

- ① ふるさと版を導入した自地域の自治体と回答した自治体数
- ② ふるさと版を導入した自地域の自動車ユーザーと回答した自治体数
- ③ ふるさと版の交付を受ける他地域の自治体と回答した自治体数
- ④ ふるさと版の交付を受ける他地域の自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑤ 図柄ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑥ ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑦ その他と回答した自治体数

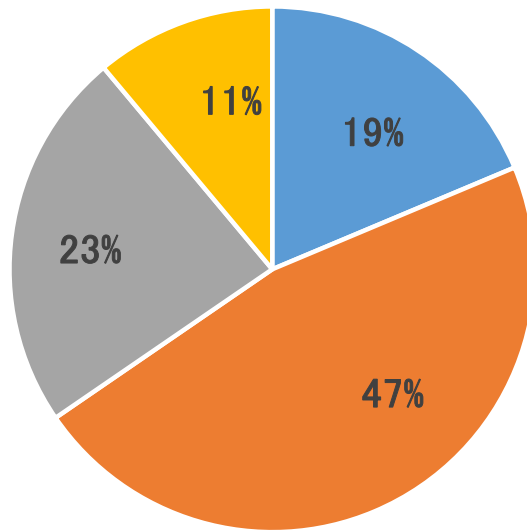


設問 3. ② -(3)

ふるさと版(仮称)について(図柄未導入都道府県・市区町村)

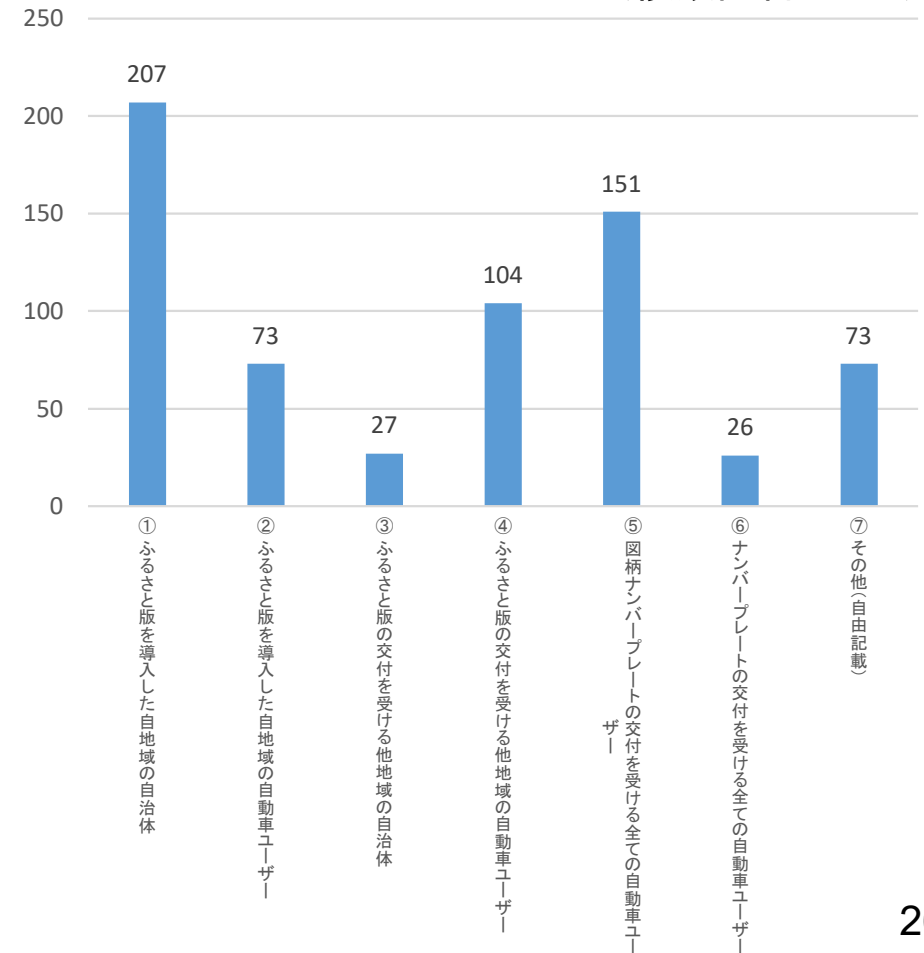
- 約6割の自治体が他地域で自地域の図柄を交付可能となれば、寄付金が増加し、魅力を全国で発信することができるという回答。
- 一方、約4割の自治体は自地域で他地域の図柄が交付可能となれば、寄付金が減少し、魅力を全国で発信できないという回答。
- 費用負担先としては、「自地域の自治体」、「交付を受ける全てのユーザー」、「交付を受ける他地域のユーザー」の順で回答が多かった。
- その他意見として、以下の回答があった。
 - ・仮称名では、自動車税の課税団体の移転を伴う誤解を生じる恐れがある。
 - ・ふるさと納税と同様に寄付金に地域差が生じる恐れがある。

(n=541)



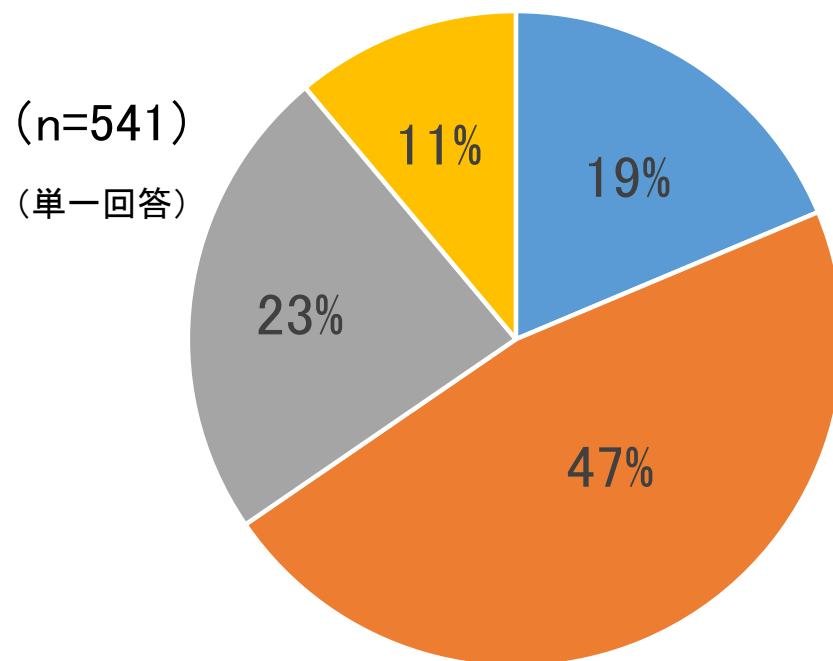
- ① 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある
- ② 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる
- ③ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の図柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある
- ④ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信できない

(複数回答n=661)



設問 3. ② -(3)

ふるさと版(仮称)について(図柄未導入都道府県・市区町村)の回答



回答	自治体数	地域名数	
■ ① 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある	101	57	88
■ ② 自地域の図柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる	253	78	
■ ③ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の図柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある	127	67	78
■ ④ 他地域の図柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信することができない	60	41	

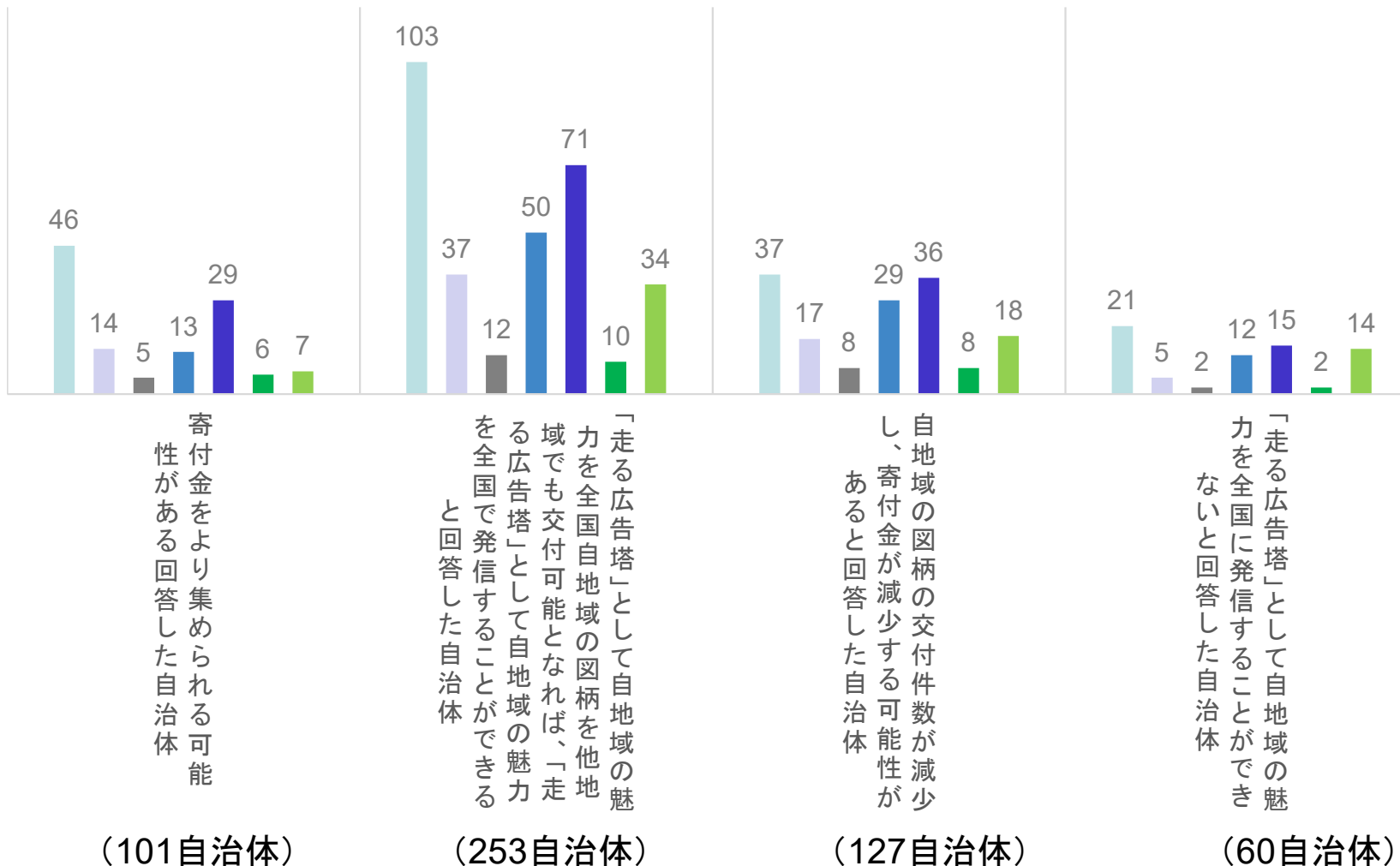
設問 3. ② -(3)

ふるさと版(仮称)について(未導入都道府県・市区町村)

(n=541)

(複数回答)

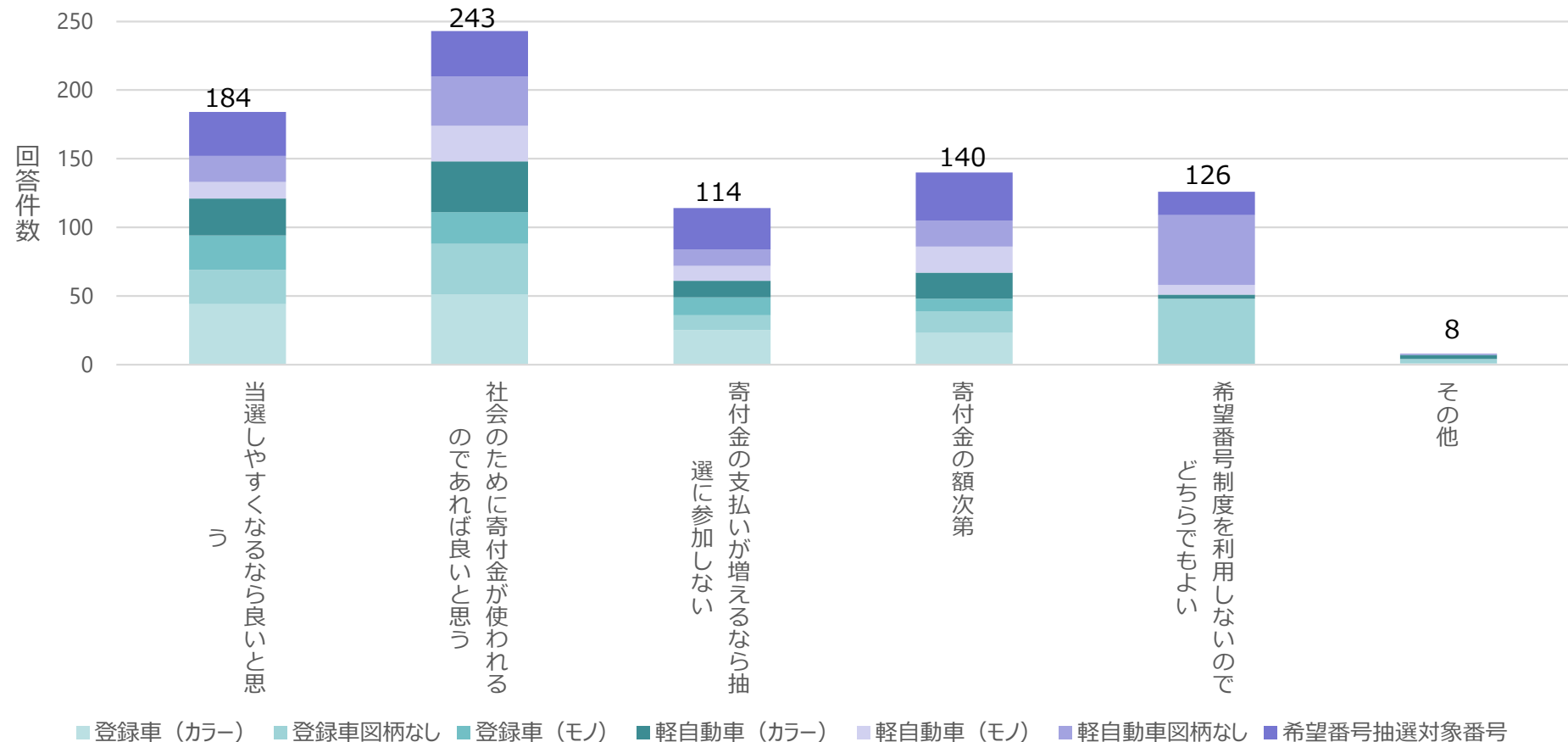
- ①ふるさと版を導入した自地域の自治体と回答した自治体数
- ②ふるさと版を導入した自地域の自動車と回答した自治体数
- ③ふるさと版の交付を受ける他地域の自治体と回答した自治体数
- ④ふるさと版の交付を受ける他地域の自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑤図柄ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑥ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザーと回答した自治体数
- ⑦その他と回答した自治体数



3. 自動車ユーザーに対するアンケート調査結果 (希望番号関係抜粋 令和7年2～3月実施)

自動車ユーザーに対するアンケート結果について

Q20 抽選対象番号の倍率を少しでも下げるために、希望番号制度に寄付金制度を導入し、一定額以上の寄付金を納めていただける方が抽選に参加できるような制度にすることについてどう思いますか。お考えに近いものをすべてお選びください。（複数回答）（n = 643）



抽選対象番号への寄付金制度を導入した場合、「社会のために寄付金が使われるのであれば良いと思う」という回答一番多く、次に「当選しやすくなるなら良いと思う」回答が多い結果となった。

抽選対象番号の当選者の決定方法はどのようなものが良いと思いますか。

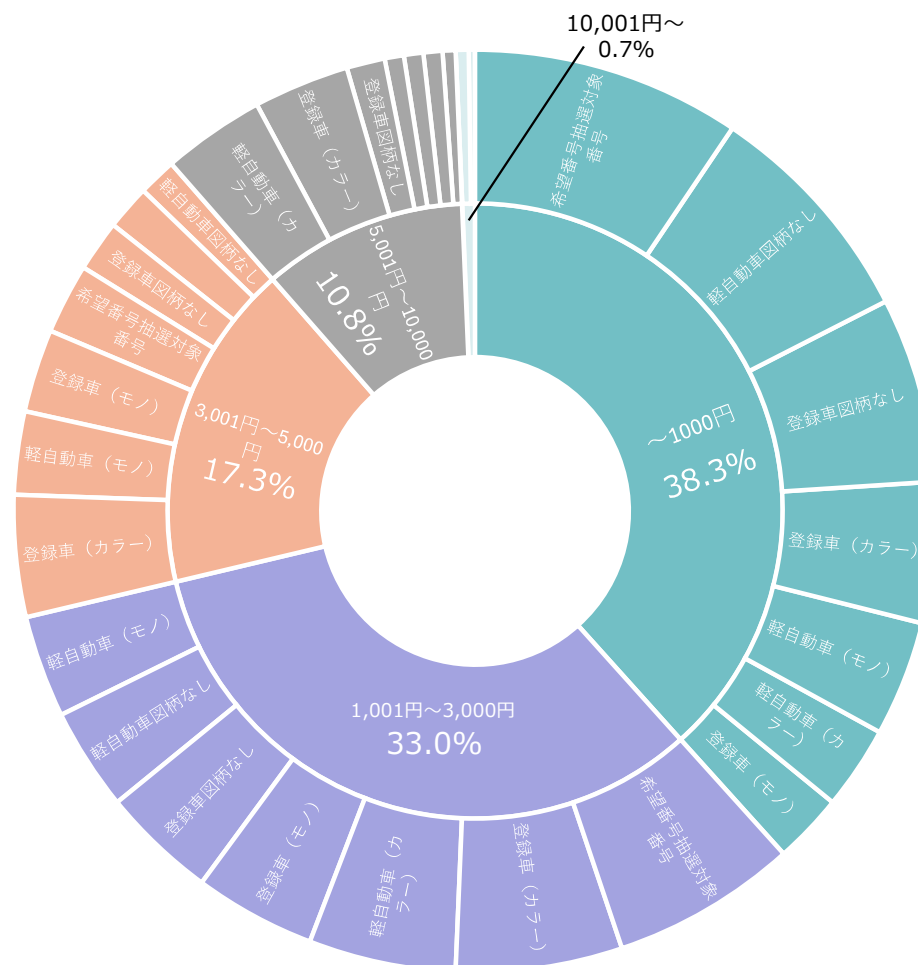
[illegible]

31

Q22 「当選しやすくなるなら良いと思う」「社会のために寄付金が使われるなら良いと思う」「寄付金の額次第」と回答した方にお伺いいたします。

希望番号を取得するためであれば、いくらまでだったら寄付金を納めても良いと思いますか。

※ナンバープレート代金とは別に納める金額についてお答えください。（単一回答）（n = 446）



希望番号を取得するための寄付金を納める額について、1,000円までなら納めても良いという方が38.3%で、1,001円~3,000円であれば納めても良いという方が33.0%と多い結果となった。
 なお、3,001円以上の寄付金を許容できるとした割合は30%程度であった。

○ 抽選番号の倍率の緩和を目的に、抽選番号について、その当選者が一定額以上の寄付金を納めなければならない寄付金制度を導入することに反対でないと回答した者に対して、納めてもよい寄付金額※のアンケートを行った結果は以下のとおり。

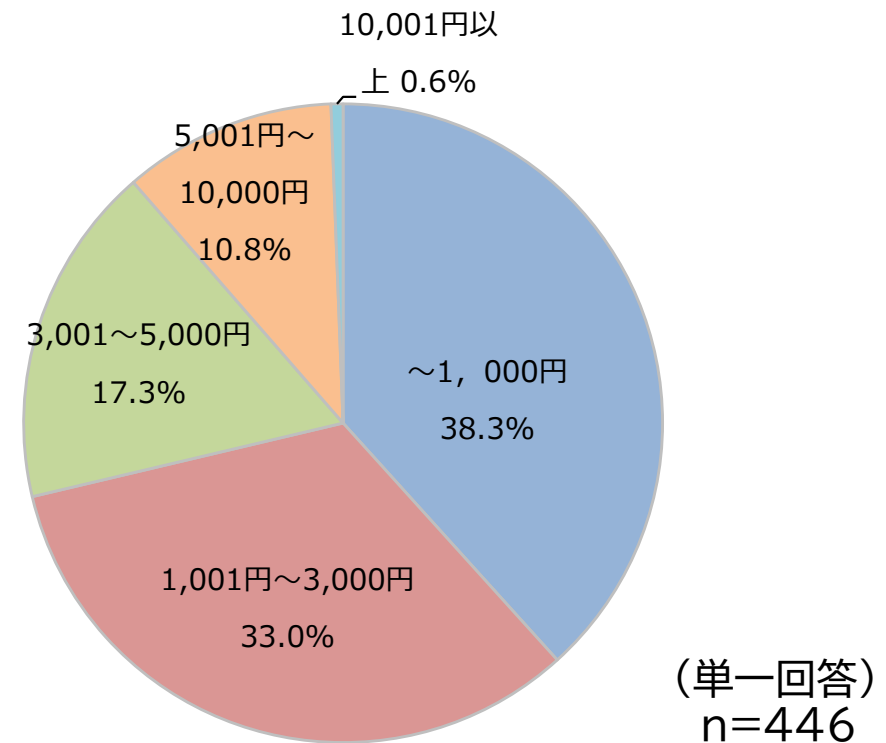
※ナンバープレートの交付手数料以外に収める寄付金額

当選時に納めてもよい寄付金額

- ・1,001円以上 約62%
- ・3,001円以上 約29%
- ・5,001円以上 約11%

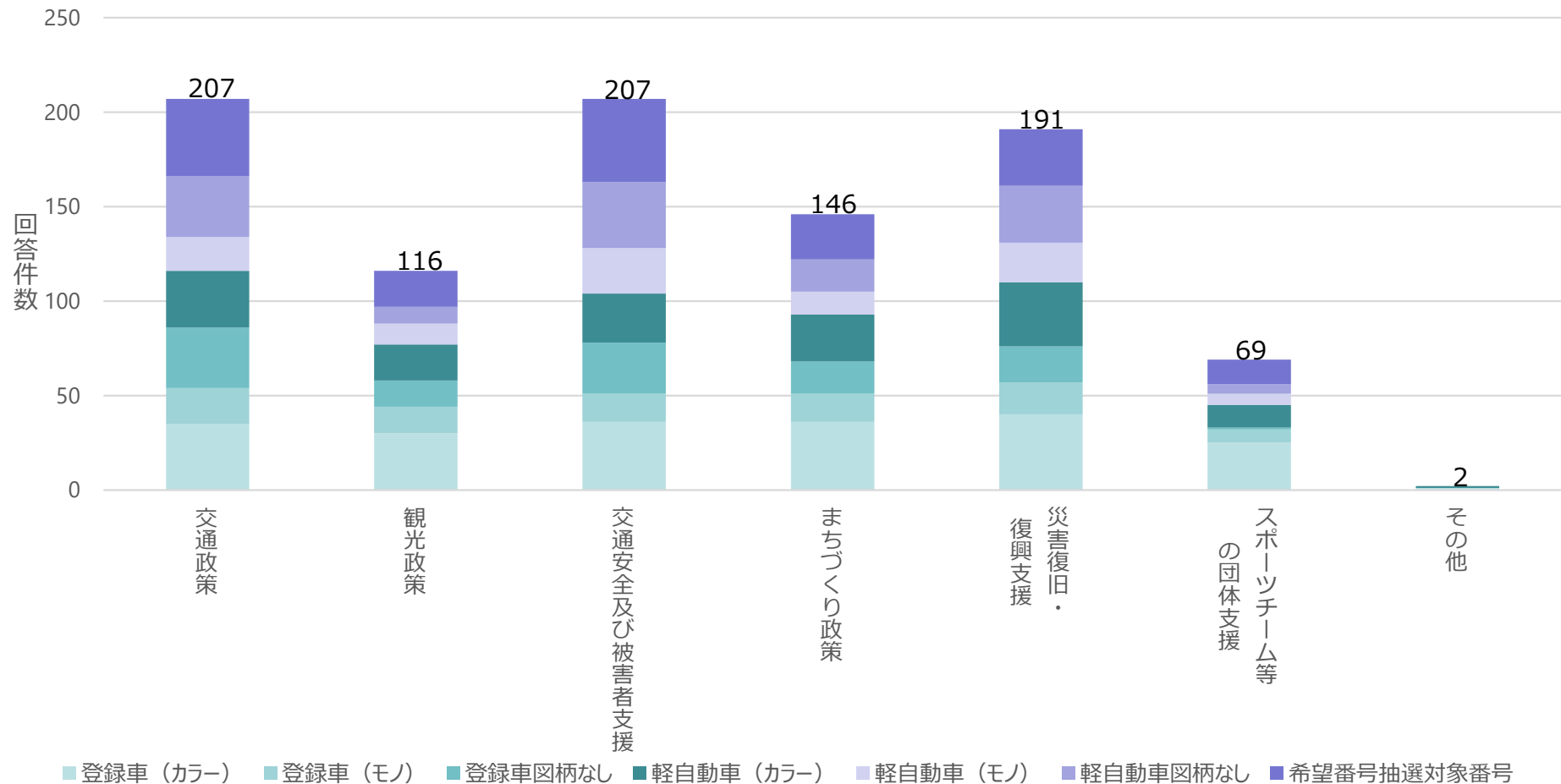
抽選番号の倍率の低減度合い (寄付金設定額毎)

- ・1,000円以上 ▲約38%
- ・3,000円以上 ▲約71%
- ・5,000円以上 ▲約89%



自動車ユーザーに対するアンケート結果について

Q23 「当選しやすくなるなら良いと思う」「社会のために寄付金が使われるなら良いと思う」「寄付金の額次第」と回答した方にお伺いいたします。希望番号制度における寄付金は、どのような活用目的が良いと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答）（n = 446）



希望番号制度における寄付金の活用目的について、図柄ナンバープレートの寄付金の活用と同じく、「交通政策」「交通安全及び被害者支援」「災害復旧・復興支援」への活用を求める方が多い結果となった。

自動車ユーザーに対するアンケート結果について

Q24 ナンバープレートの希望番号制度について、どのようにお考えですか。できるだけ具体的にお書きください。
(n=568)

ナンバープレートの希望番号制度へのポジティブなご意見（主なもの）

- ◆ 好きな番号にできることは良いこと、与えられた番号ではなく 自分がか好きな番号にしたいので、これからも希望番号制度を支持したい
- ◆ 本人にとって意味がある数字があると思うのでよい制度だと思う
- ◆ 愛着のある番号をぜひとも使いたいので推進してほしい
- ◆ 好きな番号にしたい人がいるので良いと思う
- ◆ 人と被らない数字が好きなため、自分が好きな番号を付けたい
- ◆ 覚えやすいため希望番号をいつも利用する
- ◆ 覚えやすいし非常に魅力的に感じる。もっと高額な料金でも払う人はいそうなので、引き上げてても不満はない
- ◆ さらに便利で使いやすいサービスになるとよい、いろんな役にたつので良い取り組みだと思う
- ◆ 街づくりや災害等復興に役立つならいいと思う
- ◆ 希望番号制度で集められた資金で自治体の政策が進められるのであれば、良い制度だと思う

ナンバープレートの希望番号制度へのネガティブなご意見（主なもの）

- ◆ 好きな番号に出来るのはとても嬉しいけれど、お金がかかるなら、多分使わない
- ◆ 費用を多くとる意味がよく分からない、特に意見はないが高額になるならやめたほうがいいと思う
- ◆ 何でもかんでも、お金で解決しようとする取り組みが理解出来ない、好きな番号にするのにお金が必要なのが納得いかない
- ◆ なんでもお金に絡めるのはいかがなものかと思う。このくらいの事はささやかな楽しみとして無料の抽選でいいのではないかと思う
- ◆ 基本的には番号にはこだわらない
- ◆ 自分としては全く興味がない 何番になってもいいので特に何も思わない
- ◆ 別に希望がないので無くてもいいと思う
- ◆ 同じような番号ばかり増えて区別化できにくくなっているため、廃止してほしい

4. 自動車ディーラーに対するアンケート調査結果 (希望番号関係抜粋 令和7年3月実施)

自動車ディーラーに対するアンケート結果について

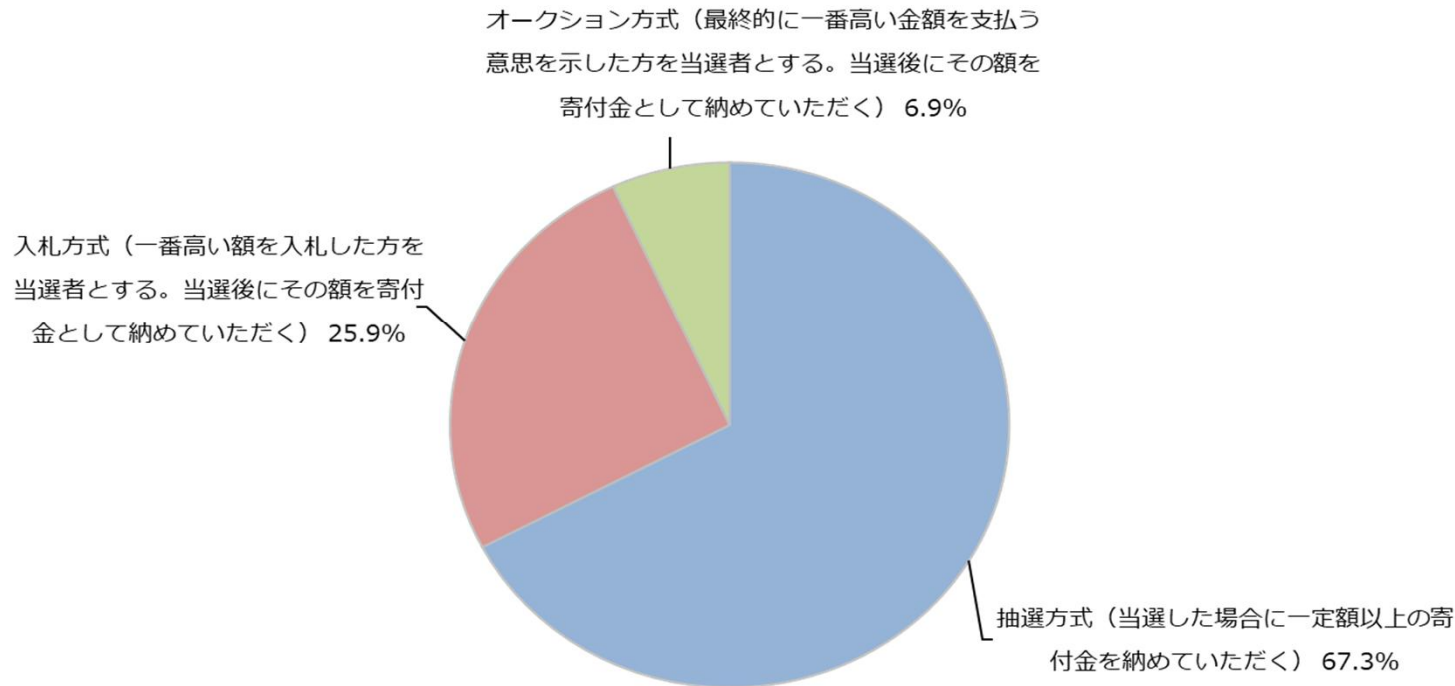
ディーラーへ実施したアンケート内容について

○アンケート結果

＜設問＞（自動車ユーザーアンケートの[Q21]）

抽選対象番号の当選者の決定方法はどのようなものが良いと思いますか。（単一回答）

＜集計結果＞



○ご質問

今後、抽選対象番号の当選者の新たな決定方法について検討しております。

- ①抽選方式（当選した場合に一定額以上の寄付金を納めていただく）
 - ②入札方式（一番高い額を入札した方を当選者とする。当選後にその額を寄付金として納めていただく）
 - ③オークション方式（最終的に一番高い金額を支払う意思を示した方を当選者とする。当選後にその額を寄付金として納めていただく）
- これらの方式について、ディーラー様の手続として、どの方法が一番良いかお聞かせください。また、これらの方式を導入する場合に困ることがあれば教えてください。

※現時点では抽選対象番号の当選者の新たな決定方法を導入することが決まったわけではありません。

自動車ディーラーに対するアンケート結果について

ディーラーからの回答内容

- ◆ ①の抽選方式が良い。抽選だけではないが、申込時に入力を簡素化することも考慮して頂きたい。
- ◆ ①の抽選方式が良い(寄付金は無くてもよいかと思う。)②③不要。長納期の現状を考えるとさらに納期が長くなる要因は排除したいし、営業スタッフも登録事務室も業務の複雑化、工数大のため。
- ◆ ①の抽選方式が良い。②③の場合、販売会社が仲介する事は出来ず、ユーザーとナンバーセンター直接のやり取りをして頂く事になる。また、いずれの方法であるに拘わらず、寄付金をお客さまからディーラーが預かる事は出来ない。
- ◆ ①の抽選方式が望ましい。②・③は番号によって金額が大きく吊り上がってしまう懸念から、モラルの欠如が予測され、寄付金額は一定であることが望ましいと思うので、①を推奨する。
- ◆ 運用を考えると、②③は申し込みまでの前準備から必要となるため、①の抽選方式が良い。
- ◆ いずれの方式も「寄付金が後回収」となるとお客様対応上の煩雑さが出てくることが懸念される（現状のようにオーダーされる際に金額が明朗であることが望ましい）。

抽選対象番号の当選者の決定方法について、ほぼすべてのディーラーから、①の抽選方式を望む声が多かった。また、抽選方式の場合でも、手続きの簡素化を求める声もあった。